

「次代を担う子ども世代が参画する 被災地復興促進」事業

報告書

特定非営利活動法人
子どもの権利条約総合研究所

「次代を担う子ども世代が参画する被災地復興促進」事業

目 次

◆はじめに	2
◆全体の流れ(概要)	4
◆実施事業の報告	
(1)子どもの声を聴きだし、子ども参加を促進するための仲介役(ファシリテーター)の育成・講座の実施	6
(2)「子どもにやさしいまち」づくりのための、地域の担い手となっていく被災地の子どもの声を聴きとる事業	14
(3)自治体と連携・協働して復興計画に子どもの声を反映させる事業	20
◆活動を踏まえて	68
◆事業担当者一覧	70

特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

◆はじめに

特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所(代表理事：喜多明人・早稲田大学教授、東京都目黒区)は、国連子どもの権利条約に関する研究、普及事業を行い、子どもの権利の実現と豊かな子ども時代の創造を図る活動に寄与することを目的として、(1)子どもの健全育成を図る活動、(2)人権の擁護又は平和の推進を図る活動、(3)まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的に、2002年4月に設立された。

そして、具体的な事業として以下の6つの事業に取り組んできた。

- 1.子どもの権利・人権に関する調査・研究事業
- 2.子どもの権利・人権に関する研究発表事業
- 3.子どもの権利・人権に関するシンポジウム・講演会・国際会議開催事業
- 4.子どもの権利条約に関する情報・資料の収集及び文献センターの設置運営事業
- 5.子どもの権利条約に関する情報の提供及び普及啓発事業
- 6.その他目的を達成するために必要な事業

2011年3月11日に発災した「東日本大震災」。警察庁が発表した2015年3月10日時点におけるデータによると、死者15,891人、重軽傷者6,152人、警察に届出があった行方不明者2,584人となっている。とともに、福島第一原発の全電源喪失により、多くの方が県外避難を余儀なくされた。

震災から4年が経過した今も、多くの方が仮設住宅や県外避難による生活を過ごしており、震災復興に向けた取り組みは始まりつつあるが、まだまだ時間がかかるのは言うまでもない。

そうした中、震災復興においては今だけではなく、次代を担う子どもが復興に関わることが不可欠である。そこで、国連子どもの権利条約の具体化としてユニセフが提唱する『子どもにやさしいまちづくり』の視点に立ち、

- ①子どもの声を聴くファシリテーターの育成・養成
- ②地域復興の担い手となっていく被災地の子ども声を聴きとる
- ③自治体と連携・協働して復興計画に子どもの声を反映し、『子どもにやさしいまちづくり』を被災地で実現する

ことを目的に実施したのが、本事業(「次代を担う子ども世代が参画する被災地復興促進」事業)である。

そもそも被災自治体で進められている復興計画は、大人中心となっており、次代を担う子どもの声が復興に反映されているとは言い難い。被災地復興の子ども参加を促進するためにはファシリテーターの存在が重要であるが、特に東北地域は子どもの声を聴き、子どもの参加を促進するファシリテーターがほとんどいない。また、子どもにやさしいまちとは、法律や条例の制定から子どもへの関わり方まで多面的な見方が必要となるが、復興計画では保育や学校教育整備以外の指摘がなく、配慮が必要な子どもや子育て家庭の生活再建への取り組みが遅れている自治体が多い。

こうした現状の中、子ども自身が復興に関わることで、自分が生まれ育った町に引き続き住み続けたいと思うようになり、主権者としての意識・責任も芽生えるようになる。また、子ども参加ファシリテーターの育成や被災地への派遣、子ども参加の必

要性を深めるセミナーなどの啓発活動が必要であり、子どもの権利条約の締約国である日本において、ユニセフが提唱する「子どもにやさしいまちづくり」を、震災復興を通じて率先して実現することは、国際社会における日本の責務であると私たちは考えた。

そこで私たちは、「子どもにやさしいまち」づくりのための被災自治体との連携・協働として、以下の自治体との連携を重点化して、事業に取り組んできた。

- ・岩手県 ：岩手県議会
- ・岩手県山田町：山田町ソントハウス
- ・宮城県 ：宮城県議会
- ・宮城県南三陸町：戸倉中学校、志津川中学校
- ・宮城県登米市：登米市とめ中高生自習スペースSUKOYAKA
- ・福島県南相馬市：南相馬市上真野児童クラブ

※上記以外の自治体に対しても適宜、情報提供を行うとともに、必要に応じて上記以外の自治体との連携・協働を促進した

本事業は 1 年限りの事業で完結するものではなく、継続して実施することが不可欠であるが、まずはこの 1 年余りの取り組みを通して、被災地における「子どもにやさしいまちづくり」につながったのであれば幸いである。

◆全体の流れ(概要)

本事業を推進するにあたり、大きく以下の3つの事業を実施した。

(1)子どもの声を聴きだし、子ども参加を促進するための仲介役(ファシリテーター)の育成・講座の実施

<目的>

- ・子どもにやさしいまちづくりの意義と子ども参加や地域参加を促進する国際的な考え方を知る
- ・子どもの声を聴き、子ども参加を促進するためのノウハウ、方法、スキルを高める
- ・ファシリテーターのあり方について実践をまじえて学ぶ
- ・講座受講者がファシリテーターとして被災自治体で活動できるようにする
- ・子どもの居場所、学習支援などでの子ども参加の促進につなげる

<活動場所>

- ・福島県南相馬市
市役所本庁舎(研修 1)
南相馬市東町児童センター(研修 2)
南相馬市内児童センター・児童クラブ 13 か所(研修 3)

<実施日>

- ・2014年9月12日(研修 1)
- ・2015年1月22日(研修 2)
- ・2015年2月4~6日及び18~20日(研修 3)

<参加者>

- ・児童センター・児童クラブにおいて子どもと関わっている方、行政職員など
60人(研修 1)、40人(研修 2)、530人(研修 3 おとな30人/子ども500人)

(2)「子どもにやさしいまち」づくりのための、地域の担い手となっていく被災地の子どもたちの声を聴きとる事業

<目的>

- ・被災地の子どもたちを対象に、震災後の支援で嬉しかったこと、今考えていること、おとなに言いたいことなどのヒアリングを実施した
- ・東京においては、被災地の子どもと、都内の子どもとの意見交換などを通して、被災地の子どもたちの想いを、被災地外の子どもやおとなが聴く機会を設けた

[登米市]

実施日：2014年12月18日
場 所：とめ中高生自習スペースSUKOYAKA
参加者：25人

[山田町]

実施日：2014年12月27日
場 所：山田町ソントハウス
参加者：20人

[東京]

実施日：2015年1月10日

児童養護施設の子どもと被災地の子どもとの意見交換会

2015年1月11日：子どもとおとなの意見交換

場 所：社会福祉法人福音寮(東京都世田谷区上北沢3丁目1番19号 1/10)

東洋大学 白山キャンパス 125記念ホール

参加者：被災地の子ども 18人+福音寮 25人

被災地の子ども 18人+学生 35人+おとな 8人

(3)自治体と連携・協働して復興計画に子どもの声を反映させる事業

<目的>

- ・被災自治体での「子どもにやさしいまち」づくりのための条例制定、計画の具体化、子ども参加促進の必要性について深める場を設け、子ども条例の作成や、子ども議会の開催につなげた

[宮城県議会]

実施日：2014年7月31日

場所：宮城県議会 議員応接室

参加者数：25名(県議会議員、県庁職員、県内NPO関係者)

[岩手県議会]

実施日：2015年1月23日

場所：岩手県教職員組合大会議室

参加者数：15名(県議会議員、県庁職員、県内NPO関係者)

また、本事業を円滑に運営するために、「子どもにやさしい被災地復興委員会」を組織し、4回の全体会議を行った。

1回目 実施日：2014年10月11日 @青森市

2回目 実施日：2014年12月13日 @早稲田大学

3回目 実施日：2015年 1月10日 @東洋大学

4回目 実施日：2015年 3月26日 @南三陸ホテル観洋

◆実施事業の報告

(1)子どもの声を聴きだし、子ども参加を促進するための仲介役(ファシリテーター)の育成・講座の実施

独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業 南相馬市研修事業 報告書

I. 研修事業の概要

東日本大震災の被災地である南相馬市において、住民主体の子ども支援者を対象とする研修事業を企画した。

具体的には、住民主体による子どもへの継続的なかわりを意識した「寄り添い」重視の支援を念頭に、子ども支援者養成のための支援者研修事業とした。

II. 研修事業の流れ

1. 研修事業その1 (2014年9月12日：南相馬市役所)

- ・ 内容 (ワークショップ)
「ワークショップで学ぶ 児童センター・児童クラブにおける子どもにやさしいまちづくりをめざした取り組み」
- ・ 講師：(1) 森田明美 (東洋大学社会学部教授) (2) 浜田進士 (元関西学院大学准教授)
- ・ 参加者：60人

2. 研修事業その2 (2015年1月22日：南相馬市東町児童センター)

- ・ 内容 (研修)
「児童センター・児童クラブにおける『寄り添い型支援』研修」
- ・ 講師：(1) 森田明美 (東洋大学社会学部教授) (2) 浜田進士 (元関西学院大学准教授) (3) 小川晶 (植草学園大学講師) (4) 清水冬樹 (旭川大学短期大学部講師) (5) 片貝英行 (NPO キッズドア仙台事務局長)
- ・ 参加者：40人

3. 研修事業その3 (2015年2月4～6日、18～20日：南相馬市内児童センターほか)

- ・ 内容 (実習)
「手作りおやつ (パン) 場面を活用した寄り添い型支援」
- ・ 実施場所：南相馬市内の児童センター・児童クラブ 13か所
- ・ 参加者：530人 (おとな30人、子ども500人)

Ⅲ. 研修事業の内容

1. 研修事業その1

日時：2014（平成26）年9月12日（金）9:30～12:00

場所：南相馬市役所本庁舎2階正庁

「ワークショップで学ぶ 児童センター・児童クラブにおける子どもにやさしいまちづくりをめざした取り組み」は、2014（平成26）年9月12日（金）9:30～12:00に、南相馬市役所で開催された。

参加者は、震災後、南相馬市の放課後児童クラブで日々子どもたちにかかわっている放課後児童指導員（地元の子ども支援者）や、被災地子ども支援ボランティアに参加している学生スタッフなど合わせて約60人である。

講師の森田明美氏（東洋大学）からは、被災地子ども支援に求められる視点として、①被災地では特別なケアを子どもにするという決意②市民社会との協働③子どもの必要性に合わせた柔軟性④多様な場面・状況に対応する重層性⑤子どもを中心に子どもの暮らし全体を支える総合性⑥子どもを決して裏切らない継続性⑦揺るがない子どもの権利の視点について講演していただき、「子どもとともに」すすめる復興の大切さを学ぶことができた。

また、同じく講師の浜田進士氏（子どもの権利条約総合研究所）からは、「なぜ子どもの参加が必要なのか」について理解するためのワークショップを進めていただいた。具体的には、参加者をそれぞれ子ども役、保護者役、放課後児童指導員役にしてロールプレイを実施した。例えば学生スタッフが放課後児童指導員役を演じることによって、放課後児童指導員がより客観的に自らの子どもとのかかわりについて確認することができる。

参加者のアンケート結果からは、『子どもは今を生きる主体であり、子どもが育つことが未来であること』『子どもと一緒に笑うこと、一緒に悲しむことがその子を回復に向かわせる』という森田先生の言葉が背中を押してくれるように思います。」「その子にとっての、毎日の生活が安心するものであるよう、子どもに身近なおとなである自分を律していきたいと思います。」「指導員一人ひとりが主体となったロールプレイのワークショップでは、それぞれが自分の発信力、聴く力を感じられたことと思います。本来の子どもの声をきけているか？常に自分を振り返りたいと思います。」といった感想があった。



2. 研修事業その2

日時：2015（平成27）年1月22日（木）10:00～12:15

場所：南相馬市東町児童センター

「児童センター・児童クラブにおける『寄り添い型支援』研修」は、2015（平成27）年1月22日（木）10:00～12:15に、南相馬市東町児童センターにて実施された。この研修は、被災地において子ども支援者となりうる放課後児童クラブの放課後児童指導員を対象に、子どもが今を生きる主体として支えられることの意義と方法を学ぶものである。

参加者は、日々子どもたちの日常に直接かかわっている市内13か所の放課後児童クラブの放課後児童指導員など約40人である。研修内容は、以下の3部構成で進められた。

（第1部：講義研修） 森田明美氏（東洋大学）からは、「寄り添い支援の価値」について、被災地支援の実際から、学習支援の場での軽食の取り組みが、市民性にもとづいて寄り添い支援されていることや、子どもたちの今を生きる支えにつながっていることなどをお話しいただいた。

浜田進士氏（子どもの権利条約総合研究所）からは、南相馬市で2014（平成26）年9月12日に実施されたワークショップの振り返りを実施していただいた。この時の研修をきっかけに、参加者に「寄り添い」の気づきがあり、意識の変化が認められたことから、今回の支援者研修の実施（研修編）から、次回の支援者研修の応用（実践編）へと、「寄り添い型支援」を進めることの意義を確認することができた。

（第2部：実技研修） 小川晶氏（植草学園大学）からは、手作りおやつ（パン）場面を活用した寄り添い支援のための実習を進めていただいた。実際に食パンを扱いながら子どもたちに寄り添う視点について学んだ。この実習をもとに、実際に子ども支援者が、子ども支援現場にて応用（実践編）することになる。

（第3部：ワークショップ研修） 東洋大学研究会で開発した（いまの状況を知るための）「生活充実度チェックシート」（表1）を用いて、ワークショップを実施した。清水冬樹氏（旭川大学）によるチェックシートの説明にはじまり、片貝英行氏（NPO法人キッズドア）、林大介氏（東洋大学）、中鉢博之氏（ビーンズふくしま）浜田進士氏、植木信一氏（新潟県立大学）が加わって進めた。

参加者にとっては、実際にチェックリストを記入することにより、子どもの生活にはさまざまなテーマがあることへの気づきを促すことができた。参加者からは、「具体的にチェックしてみることで、日常生活での会話が予想以上にあることに気が付いた」などの感想があった。

最後に、森田明美氏から、寄り添うことの第一歩は、「この子が大事」と思えることであること。その際、パンなどがあると楽しくて会話がはずみ、食べるということを手がかりにして、子どもに寄り添うという体験ができること。それによって子どもに「もう一歩」近づくことができ、コミュニケーションをとることができることなど、寄り添い支援が果たす役割についてまとめていただいた。

総合司会：植木信一（新潟県立大学准教授）

① 「寄り添い型支援」とは何か	
10:00～ 10:45 (45分)	(1)「寄り添い型支援」とは何か 森田明美（東洋大学社会学部教授、東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長）
	(2)「子どもにやさしいまちづくり」研修（9月12日実施）の振り返り 浜田進士（元関西学院大学准教授、子どもの権利条約総合研究所関西事務所長）
② 手作りおやつ（パン）場面を活用した「寄り添い型支援」実習	
10:45～ 11:30 (45分)	小川 晶（植草学園大学発達教育学部講師）
③ 被災地における「寄り添い型支援」のためのワークショップ	
11:30～ 12:15 (45分)	清水冬樹（旭川大学短期大学部講師） 片貝英行（特定非営利活動法人キッズドア仙台事務局長）



(表1) 生活充実度チェックシート (記入例)

いまの状況を知るためのシート③
～生活充実度チェック1～

名前 _____ 作成日 20__ / __ / __

生活習慣を改善してよりよい生活を送れるように、下記のチェックリストで現在の状況を確認してみましょう。

I. 次のようなことを、あなたはやっていますか。当てはまるものに○をつけてください。

項目	やっている	やっていない	当てはまらない
朝決まった時間に起きる	○		
朝食、昼食、夕食をきちんと食べる	○		
食事をつくる(ご飯を炊くも含む)	○		
お風呂に入る		○	
お風呂の掃除をする		○	
自分の部屋を掃除する		○	
自分の部屋以外の部屋の掃除をする		○	
ふとんやベッドで寝ている	○		
ふとんをしく・たたむ		○	
毎日着がえている	○		
洗濯(洗濯ものをたたむも含む)をする		○	
自分のクツを洗う		○	
おつかい・買い物	○		
妹や弟の世話をする	○		
親の手伝いをする	○		
祖母の手伝いをする		○	
生きものの世話をする		○	
新聞などを取りに行く		○	
ゴミを出す		○	
小遣いの範囲でやりくりする	○		
あいさつをする	○		
翌日の学校の準備をする	○		
試験に向けた学習計画を立てている			○
夜中に友達と携帯で電話やゲームをする			○
親と自分の進路について話をする		○	
友達と自分の進路について話をする	○		
親や仲の良い友達との性に関する話をする			○
通学している	○		
病気(けが・歯痛)のとき病院に行く	○		

3、研修事業その3

日時：2015（平成27）年2月4～6日、18～20日

場所：南相馬市内児童センター・児童クラブ13か所

研修事業その2の成果をもとに、2015（平成27）年2月に南相馬市の13か所の児童センター・児童クラブにて、研修事業その3を実施した。

具体的には、手作りおやつ（パン）場面を活用した寄り添い型支援を体験するために、食パンを使用した手作りおやつ場面を実習した。児童センター・児童クラブの指導員たちが、各クラブで手作りおやつの準備を行い、各クラブに在籍する子どもたちに対して、手作りおやつを実施した。

子どもたちや支援者（児童クラブ指導員）のうごきやことばについては、「取材シート」（表2）で記録し、実践終了後の振り返りに使用した。

手作りおやつ実践の取り組みは、支援者自身の子どもの生活に対する気づきのキッカケとなった。手作りおやつ実践による子どもたちとの時間の共有は、支援者の子どもたちに対する新たな発見につながった。

たとえば、子どもたちは、手作りおやつ実践において、食材への興味を示しながら、子どもたち同士のかかわりのなかで楽しい時間を過ごしていることがわかる。それらのようすは、普段みられない行動であり、震災後の子どもたちの新たな一面をみることができた。

このような手作りおやつの実践は、震災後、初めて実施された取り組みであり、その意味において、日常と非日常の中間に位置する実践である。しかし、支援者は、震災前との違いを実感するなかで、「寄り添い型支援」とは特別なものではなく、より日常に近いものであるべきと実感することができた。日常のなかに寄り添いがあるという実感は、一連の研修事業の成果として重要な成果となった。



なお、研修事業その3を実施するにあたり、株式会社山崎製パン様から食パン 110 袋のご提供をいただき、株式会社サラヤ様からは、公益財団法人日本ユニセフ協会様をとおして、食器用洗剤、手指消毒剤、ハンドソープのセットのご提供をいただいた。また、生活協同組合コープふくしま様からは、生活協同組合コープにいがた様をとおして、野菜ミックスジュース（530 個）のご提供をいただいた。



(表2) 取材シート

児童クラブ名 〇〇児童クラブ (小規模クラブ)

実施日	2月〇〇日 〇曜日	取材者	〇〇〇〇 (〇〇児童クラブ指導員)
実施内容の概要		準備物	
<p>2名の指導員と約20名の子どもたちとでジャムサンドを作る。材料については指導員があらかじめ切り分け掲示するが、作り方や食べ方は子どもたちの独自性を重視する。</p> <p>低学年と高学年での下校時間が大きく異なるため、先に低学年のみでおやつを始め、低学年の会食中に下校してくる高学年には別テーブルを準備して時間差でのおやつにする。</p>		<p>・掲示物 (材料と手順)</p> <p>・色画用紙 (テーブルクロスとして)</p> <p>・アルミホイル、皿、手袋</p> <p>・食材 (食パン1.5枚、いちごジャム・はちみつ、ジュース)</p>	
時間	内容	子どもと指導員との応答	
13:55	会食準備	(掲示物を見ながら)	
	・指導員：掲示、テーブル配置、トイレ誘導	指導員：「パンはひとり何個ですか？」	
	・子ども (1~3年児童)：遊びの片づけ、トイレ、整列	子ども：(掲示物の絵を見ながら)「6個ー！」	
14:00	出席確認とおやつの流れを確認	(パンを配りながら)	
	・指導員：皿、パンを配布	指導員：「『ありがとう』って言ってもらえてうれしかったなあ」	
14:15	・子ども：手袋をつけ、各自材料をとる	子ども：「これからも毎日よろしくおねがいします」	
14:25	サンドイッチづくり	(ジャムを塗りながら)	
	・アルミホイルの上に食パンを広げ、各自ジャムを塗る。出来上がったら紙皿に移す	指導員：「どんなふうにも塗ってもいいよ」	
	・指導員は、出来上がった子のアルミホイルと手袋を回収する	子ども：「絵を描いてもいい？」	
14:35	会食	指導員：「お任せします」	
14:45	高学年 (4~6年) 下校		
	・指導員1名は高学年へおやつ準備、説明		
	もう1名は低学年の会食付き添い		
14:55	低学年会食の片づけとごちそうさまのあいさつ (その後ブロックなどの自由遊び)	(高学年の会食中に)	
15:00	高学年会食	子ども：「(最初の配布分は食べ終えてから) おなかすいたから、おかわり！」	
15:15	高学年会食終了、あいさつと後片付け	指導員：「この時間はおなかがよくよね」	
印象的な「ことば」・「キーワード」			
(手袋をしておやつ後) 子ども：「オベ終了」指導員：「オベ成功？」子ども：「オベ失敗！」(この子の母親は看護師をしているとのこと)			
(指導員が東洋大学を紹介) 子ども：「その大学は原高 (地元の進学校) に行けばいいですか？」			
(作ったサンドイッチを見ながら) 子ども：「スペシャルデザート完成！我ながらいいできた！」			
(ディスペンパックのジャム&マーガリンを手にしながら) 子ども：「これ、片方だけ出すこともできるの知ってる？見て見て」指導員：「やって見せて」			
(サンドイッチを作りながら) 子ども：「これ、うちでもやってみる」指導員：「だから上手なんだね」			
(残しても持ち帰りができないという指導員の話から) 子ども：「僕の弟、甘いのが好きなんだー」			
(手袋をしておやつ後) 子ども：「このまま食べるの？」指導員：「とって食べるよ。どうですか？手袋の感想は？」			
低学年の子ども：「暑かったー」「汗かいてるー」高学年の子ども：「(手指) 消毒の意味ねーじゃん」			
(食後) 子ども：「毎日食べたい」			
指導員：「(おかわりをする子どもの様子を見ながら) この時間帯だと夕食のじゃまにならなくていいね」「このあと体育館で体を動かすね (15:45から体育館に移動して遊びの予定)」			

(2)「子どもにやさしいまち」づくりのための、地域の担い手となっていく被災地の子どもたちの声を聴きとる事業

[登米市]

2014年12月18日

とめ中高生自習スペースSUKOYAKAで、子どもたちからの子ども支援に関わるヒアリングをしました。

当日は、大雪にもかかわらず中学3年生を中心に学習支援の場に来ている子どもたちが集まってくれて、震災後南三陸町の仮設住宅が大規模に開発されている登米市で、被災地体験の違う子どもたちが一緒に暮らすことでおきたお互いの被災体験への配慮と、共有について語りました。



[山田町]

2014年12月27日

山田町ソントハウスで、支援に入っている学生たちと一緒に子どもに優しいまちづくりに関するヒアリングをしました。

当日はクリスマス会を大学生企画で行い、ビンゴや、ケーキを食べながら子どもたちは冬休みにはいったことで盛り上がった後で、山田町の復興に向けた自分たちのかかわりについて、どんな街にしたいと思うかということについて、語りあいました。

この議論の成果が、CMづくりや、1月の東京での意見交換会への意見、3月の千曲市へのお礼の訪問の際の報告内容に、反映されています。

子どもたちはもっと町全体が一つになり、一丸となって震災に向かっていく取り組みがほしいと願っています。その具体化が祭りであり、そこを手がかりに新たな一体的な街を作り出したいという覚悟が表現されている。また子どもたちの言葉としても、地域の大人たちに頑張してほしい、支援に依存しないで自立的に生きてほしいとの願いが強くだされた。



[東京]

2015年1月10日

品川駅にゾンタハウスからきた子どもたちとスタッフを迎えに行きました。夜行バスが初めての子たちもいて、少し疲れている様子でした。一緒に電車に乗り、福音寮がある桜上水に向かった。

福音寮に着いてからは、ゼミ生が簡単な朝食を作り、みんなで食べながら自己紹介をしたりとまったりとした時間を過ごした。10時からの意見交換会では、福音寮の子どもたちとゾンタハウスの子どもたち、またそれぞれの職員も混ざってテーブルに座り話し合いをした。

山田町の子どもたちは、前日から夜行バスで到着したにも関わらず、できたばかりの「山田町のCM」を披露。中3の子どもたちが山田町の良さを伝えるのに選んだのは、毎年9月に3日間開催される「山田祭」。3分間の躍動感ある映像に思わず泣きそうになる。海の神輿を子どもたちはどれだけ心待ちにしていたことか。映像とBGMから3.11からまもなく満4年となる町の姿を祭りの復活を通して伝えたい思いがジンジン伝わってくる。3年連続でこの企画を手伝っているが、山田の子どもたちはより積極的により自然体で語るようになってきた。

YouTube ^{UP}



中学3年生が制作した山田町CM

yamadamachi-zonta-house
チャンネル登録

視聴回数 127回

+ 追加 < 共有 ... その他

2015/03/10 にアップロード

山田町ゾンタハウス(岩手県・NPOこども福祉研究所運営)の中にある軽食付き自習室「あらーほ」で勉強している中学3年生2人が、山田町の魅力を伝えるCMをすべて自分たちで制作しました。



<https://www.youtube.com/watch?v=cJYUWLUwuAQ>

山田祭

2015年1月11日

東洋大学白山キャンパス 125周年記念ホールにおいて、第4回子どもたちと一緒に考える被災地の復興支援のシンポジウムが開催された。岩手県、宮城県、福島県から参加した小学生、中学生、高校生計18名の子どもたちが、「学校」「放課後」「地域・家庭」の3つのテーマに分かれ、震災発生から4年目を迎えた子どもたちの今の気持ちや思いを中心に、自由に一人ひとり意見を挙げられた。現在の被災地の状況や自分たちの進路について語り、参加した大人たちからも多くの質問が飛び交うなど議論が展開された。

子どもたちの生の声を大人や社会に向けて発することができる貴重な機会となり、参加者一人ひとりが心動かされるものがあった。被災地で成長している子どもたちは、数年後にはおとなになるが、おとなになってから担い手としてみなされるのではなく、今、この時も、その町の住民であり、担い手である。今だからこそ、その町で生きている子どもとおとながともに、町の復旧・復興のあり方について考え、話し、意見を交わしあうことが、町を愛する人を増やすことにつながる。そんなことが共有された。

*子どもたちの意見より（原文ママ）

○学校・進路・将来

- ・給付型奨学金少 遺児・孤児用がなく対象外
- ・トラブル増
- ・避難先で学校生活
- ・ボランティア
- ・親と同じように医者を目指す
- ・他校もしくは外国人との交流を増やしてほしい
- ・地域の特色を生かした学校行事は魅力
- ・大学のオープンキャンパスや学園祭に積極的に参加
- ・進学への勉強
- ・次の進学先に行くための勉強
- ・クラスが楽しい
- ・勉強、イベント＝地域の特色 交流会
- ・勉強をがんばる！
- ・勉強、部活
- ・相変わらずスクールバス
- ・歴史の授業に原発の恐ろしさについて書いてほしい
- ・将来が見えない教育
- ・学生が減った。
- ・校庭に仮設住宅
- ・校舎がプレハブで暑い（倒れる人もいた）35℃
- ・何人かが他県に行ってしまった（そして帰ってこない）
- ・部活が3つしかない プールもない

○放課後

- ・ソントハウス 地域人は継続 コミュニケーション拠点 活性 集中できる 相談できる 逃げ場にも
- ・南三陸 集中に放課後 勉強できるスペースがほしい
- ・学校近くのサポートセンターで毎日学習（自習）
- ・塾に行って国語と社会と英語などを頑張っている
- ・自習室楽しい
- ・ソントハウスに行って、中・高校生や大人のスタッフさんとおしゃべりすること。
- ・学校が早く終わったときに友だちと遊ぶのが楽しい。
- ・学校帰りに学習施設（ソントハウス）に通っている

○地域・家庭

- ・津波、火災
- ・病院、学校 道路 建設ラッシュ ・→早く元のように生活できれば良いな
- ・道路悪い 建設中で迷路みたい
- ・交通の便悪い しかも値段が高い
- ・震災で流れる 焼けた 仕事が変わった→生活がいつもギリギリ
- ・進学
- ・祭り盛ん みこし 暴れる 大杉 海 八幡
- ・消費増税 生活必需品高いのでどうにかしてほしい
- ・内陸部のため被害少
- ・津波 8割流出
- ・原発のこと教科書にはメリットしか書いていない デメリット書いてない
- ・放射能 一時外出制限→今は伸び伸び
- ・原発再稼働の行進にいて意見を表明→政治に伝わっていない気持ち
- ・原発の再稼働が怖い
- ・学校でその人にあった勉強方法でやってほしい
- ・イベントが少ないからもっと増やしてほしい
- ・東京などの人に被災地に来てほしい
- ・補助金などの打ち切りをしないでほしい
- ・近所の人と関わる機会欲しい
- ・町らしさを活かす。イベントをPRする。（イベントをふやす）
- ・町らしさを取り戻してほしい。→新しいものを無理に作る必要がない気がする。
- ・逆に、大人から子供達にどうしてほしいか、ボランティアなどやってほしいことを言ってほしい。
- ・伝統芸能の継承活動
- ・ボランティア活動
- ・祭り 海 町がもりあがる
- ・震災復旧

- 地元の存続
- 復興イベントにおいて、情報発信を良くしてほしい。
- プロ野球のオールスターで大いに地域のPR活動ができた。
- たくさんの人に実際に被災地に足を運んでもらいたい
- 復興計画にあたる上で、住民の考えをもって反映させてほしい
- 部活をやる場所が少ない
- たまるところがなくなった
- 部活動をする場所が限られている
- まだ道路が直っていない
- 家がせまい
- 田んぼ多すぎ
- 町の中心部から盛り土が始まっている
- 交通手段が・・・
- 風景が変わった
- 漁業が個人になった
- 通学路や地域でかさ上げなど工事がおこなわれているためトラックなど大型車の交通が激しい。
- バスの本数が増えたきがする。
- 仮設住宅を出て暮らす人が多くなった。
- 測量が終わった。
- 人口流出が激しい
- 高台などの工事がさかん
- 工事が多くて通れる道が変わるから地元の人でも道に迷うことがある
- 食べ物
- こうじょうせんが心配
- 実際に政治家の人に原発に行ってもらいたい



(3)自治体と連携・協働して復興計画に子どもの声を反映させる事業



※宮城県および岩手県において、当日配布した資料より※

<資料 1>

震災で被災した岩手県の子どもや子育て家庭の復興支援に求められる視点

「子ども条例の必要性と可能性」

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長

東洋大学社会学部教授 森田明美

1. 被災地での現在の子ども・子育て支援の現状と課題
 - －「子どもの暮らし復興に向けて一東日本大震災子ども支援ネットワーク4年目の活動」を手掛かりにして
2. 児童福祉政策の特徴と課題
 - 1) 子どもへの直接の施策が少ない（子どもの権利の視点が弱い）
 - 2) 地域福祉から切り離された児童福祉：高齢・障がい施策は地域福祉で、地域化が探られているが、子ども施策は社会教育の健全育成と家庭教育に委ねられる。
 - 3) 国、都道府県、区市町村の縦割り：経済的家庭支援を国が行い、深刻な家庭支援は都道府県で実施し、健全育成・保育等対応が「簡単」で、量的な希望が多い事業が基礎自治体で展開
 - 4) 措置と措置費（公費）依存：エンゼルプラン・次世代育成支援対策もニーズ調査して積み上げる形式のニーズ対応型で、子どもの育ちや子育て環境の基盤整備への視点が弱い。
 - 5) 少子化施策と子ども・子育て支援の目的と役割の混乱
 - 6) 保護から自立支援への施策の移行が意図される
 - 7) 子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、若者育成支援計画等の策定と推進が求められる

3. 被災地で子ども条例をつくる価値と求められること

- 1) 子どもの権利条約の視点を共有する
- 2) 被災地の実態を県全体で共有する：避難者が各地域に点在する
- 3) 震災の前と今の子どもや子育て家庭を取り巻いている環境の違いを理解し、共有する
- 4) 子どもの復興支援に向けた学校と市民社会との協働の構築
- 5) 共感（忘れない）：家族・親族・友人等を失ったこと悲惨な体験をしたことを大人が忘れない。
 - ・ものを失なったことは、不自由であるが子どもにとっては決定的な被害ではない。それをよりよく回復させる大人たちの努力をパートナーとして伝え、実践することが重要。
- 6) 共有（一緒に）：子どもを中心にした（子どもの参加による）支え合いの関係性を取り戻すことによって、新しい家族や集団、地域の再生は可能である。その努力を大人ができるかが問われている

4. 子ども・子育て支援に求められる支援方法

- 1). 課題への共感（当事者参加）と地域に出向き・個別支援実施への決意、自治体責任の自覚
- 2). 実態からのスタート→その人の状態・価値への寄り添い継続支援（地域・家庭・親子個別支援）
- 3). ネットワーク（信頼）形成への相互の努力
 - ー行政間・行政と市民の間・行政と民間の間

<資料 2>

被災地での現在の子ども・子育て支援への提言

ー「子どもの暮らし復興に向けて一東日本大震災子ども支援ネットワーク 4年目の活動」
を手掛かりにして

東日本大震災子ども支援 5年目を迎えるにあたって

森田明美

(東洋大学教授、東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長)

1. 激変する子どもたちを取り巻く現実

東日本大震災から4年目をむかえ、震災で被害にあった海岸地域では、かさ上げが進み、急激なまちづくりが始まり出している。この間に、震災で仕事を失った保護者の仕事の変化、避難所から仮設住宅、みなし住宅などへの転居やそれに伴い転校を繰り返した子どもたち、学校なども合同校舎から個別の学校への移動など、子どもたちには急激な暮らしの変化が起きている。最近では、それに加えておとなたちの「復興が進む」なかで、ブルドーザーや重機が動き続ける海辺や、新しい住宅が建ち始めた住宅地の変貌など、子どもたちの脳裏にある古里は急激な変化のなかにある。また日常生活としても、騒音や粉じん交通災害なども発生し、そこで働く労働者が大量に町に入り込み、子どもたちの周辺の環境は変化している。地域の第3次サービス産業が家族や高校生たちの就労の場になったり、そうした場ができることで人手不足や賃金の上昇がおき、被災地域のなかには一時的に景気が良くなっている地域も出始めている。そのことは、子どもたちの生活に大きな影響を及ぼしている1)。

2. 子どもたちが直面する困難

災害についてはその段階で子どもたちが直面する困難は違う。

被災直後には、まずは緊急の救済が必要であり、子どもが成長段階で必要とする遊びなどの支援や、一人ひとりがもつ障がいや病気などへの配慮を適切に求めることをしてきた。また、家庭を中心として教育や保育といった子どもが安心していられる安全な場の確保が必要とされた。

保護者や近くにいるおとなたちは、被災後の子どもたちの支援を試行錯誤しながらもすすめてきたのである。

こうした支援が行われるなかで、3年という月日は、むしろ子どもの復興の状況に「支えられ」の違いをもたらしている。家庭、学校や地域は、その子どもによって壊れ方が違い、また支えられ方にも違いが出ている。地域は、家庭などで支えられない子どもを受け止め、支えなければならないのであるが、避難所から仮設住宅への転居、そこからみなし住宅などの仮の住まいから、自宅の建築へと地域も方法も多様であり、子どもの暮らしは変化している。その中には、両親を亡くした子どもたちのその後の暮らしを筆頭に、ひとり親になった子どもたちのみならず、子どもたちは保護者の判断したそれぞれの暮らしの変化のなかで、翻弄されている状況となっている。こうした状況が個別化すればするほど、

継続的な支援は困難となる。自治体や国は、子どもたちの被災について丁寧な対応ができておらず、家族とともに家庭や地域で教育を受けながらその年齢にあった成長発達をするという最低限の暮らしや学びを支えることすらできていないといわざるを得ない子どもたちの状況が発生している。

3. 東日本大震災子ども支援ネットワークの活動の基本

私が事務局長を務める東日本大震災子ども支援ネットワーク2)は、被災地での子ども支援を進める時に、災害時であるからこそ、被災後の子どもたちの権利が損なわれるようなことがあってはならないと考え、活動を展開している。私たちは、子どもの権利条約の趣旨や理念をふまえ、被災地域の子どもたちや子育て支援にかかわるおとなたちの発言を丁寧に聴き取り、その思いや声を国会/議会・政府/行政・市民社会などにつなぐ取り組みをする必要があると考え、被災直後から以下の活動を続けてきた。

- ①HPでの子どもたちの意見収集と発表
- ②活動の場での子どもたちの参加の促進
- ③子ども施策について、子どもの権利・条約からの検証に基づく提言
- ④子どもの権利・条約の視点から国や自治体あるいは市民社会による子ども施策・活動に関する意見交換会の開催（国会議員会館合計11回の開催、宮城県議会合計4回の開催）

また、被災地で子ども施策として必要となってくるであろうが、現在の日本の社会福祉制度にはない中高校生支援を目的にした居場所づくりについて、具体的に学習支援という形態をとって被災地で展開してきた。

4. 東日本大震災子ども支援のために必要な子どもの権利・条約の視点

子どもたちは被災地域で今を生きる主体であるとともに、未来のおとなであり、多様に進められていく復興の担い手は間違いなくこの子どもたちである。しかし、こうした復興の計画づくりには子どもたちの声は加えられることがなく、自分たちが責任を持つ地域の復興であるにもかかわらず、この復興への参加の機会があまりに弱く少ない3)。

震災の厳しい影響で、子どもたちが守られるべきことは多い。しかし、子どもは、単なる保護の対象ではなく、復興の当事者であり、主体である。だからこそ、子どもを権利の主体として位置づけて子ども支援に取り組むことが大切である。

子どもの権利条約は、どのような地域でも、どのような時にも、子どもの問題に取り組む際の国際基準であり、子どものいのちを守ることを基本にして、生活、遊び、教育等を総合的に保障する基盤となるものでなければならないという視点を描き出す。被災地であるからこそ、子ども参加を進め、子どもと共に復興すること、子どもから高齢者まで地域の人全体が参加し、発言し、働き、支え合う社会の復旧を推進することが求められている。

このような子どもの権利・条約の視点と内容に基づいて、東日本大震災子ども支援ネットワークは、被災から4年目に入り、子どもの暮らし復興に向けてからメッセージを出している。

子どもの暮らし復興に向けて
—東日本大震災子ども支援ネットワーク 4年目の活動—

2014年5月5日

東日本大震災子ども支援ネットワーク

1 子どもたちが直面している困難

3年という月日は、子どもの復興の状況に「支えられ」の違いをもたらしました。家庭、学校や地域は、その子どもによって壊れ方が違い、また支えられ方にも違いが出ています。地域は、家庭などで支えられない子どもを受け止め、支えなければならないのですが、自治体や国は、子どもたちの被災について丁寧な対応ができておらず、家族とともに家庭や地域で教育を受けながらその年齢にあった成長発達をするという最低限の暮らしや学びを支えることすらできていません。

このような子どもたちが直面している4年目の困難は次のように整理できます。

- ① 震災後がんばってきた疲れ：自然災害であったこと、それを支援しようとして多くのボランティアの人たちと出会ったことから、必死に背伸びをして努力してきた子どもたちには疲れが出始めています。
- ② 震災を受け止められない子どもたちの苦しみ：震災と復興の体験を年齢にふさわしい体験として整理し、自分の力をつける支援を受けられなかった子どもたちを中心に、被災を自分の置かれている状況と重ねて考える力がついていない子どもたちが出ています。
- ③ 悲しみや苦しみを表現できなかつたつらさの顕在化：震災後3年間適切なケアを受けることができなかつた子どもは、自身が体験したことや感じたこと、考えたことを聴いてもらい、一緒に話すことを体験してこなかったために、震災は過去にならず、家族・親族・友人などの喪失がもたらす孤立、転居等による不自由さ、活動空間の喪失などを埋めることができず、むしろつらさが増しています。
- ④ おとなへの不満の膨張：自分たちの声が十分に聴かれず、また自分たちの発言も届かず実現しないもどかしさを感じています。「復興に貢献したい」「自分たちも一緒に復興を考えたい」という子どもの気持ちを受けとめる人と場があまりにも不足しています。
- ⑤ 支えられ格差の広がり：子どもたち一人ひとりの被災状況は違います。けれども現在の子どもの暮らしの格差は、被災後の家庭や学校、地域での経済支援や子どもの心のケアについて家庭や地域で支えてくれるおとながいるか、場があるかによって、影響を受けています。生きることの格差が生じているのです。
- ⑥ 徹底して寄り添う人や場など日常生活支援の不足：一時ほどではないにしても、イベント型支援が多く、子どもたちが安心感を抱き、関係をつくることができる人や場といった環境が未整備です。
- ⑦ 震災後の年数が経つことによる支援減少・転換の不安：震災から3年を経て、NPO/NGOの被災地での直接支援からの撤退、国の支援も震災の特別支援から全国的に展開される一般的な施策への転換が始まっています。震災から発生した特別な課題

に配慮した移行への取り組みが求められています。

2 4年目の子ども支援活動に求められる視点

(1)「子どもとともに」復興を

この3年間を見ると、大震災からの復旧・復興において「子どもとともに」という視点が弱いといわざるをえません。その年齢にふさわしい判断能力・行動力のある子どもに育てるといった視点も弱いです。身近なおとなたちの疲弊した生活を一緒に過ごすなかで、何を言っても聴いてもらえない、受けとめてもらえないもどかしさのなかであきらめていく子どもたちが出ています。一方で、丁寧な支援を受けられていない子どもたちのなかには、支援慣れしてしまい、社会を切り開くのではなく支援を受けることが前提の暮らしになっている状態も生じています。

子どもは支援の対象でもありますが、復興の主体でもあります。子どもを復興のパートナーとして位置づけることが必要です。そのためには、子どもを単なる保護の対象ではなく、権利の主体として捉え、子どもの成長に必要な権利を保障している子どもの権利条約の趣旨や規定を活かすことが求められています。子どもの権利条約は、子どものいのちを守ることを基本にして、生活、遊び、教育等を総合的に保障する基盤となるものです。

(2)日常的な支援の重要性

悲しみは、けっしてほうっておいて時が解決するものではありません。悲しみは積み重なり、解決できないと、どんどん大きくなっていきます。だからこそ、安心して聴いてもらうことと語れる場をつくることが重要です。聴いてもらう場がつけられると安心して語り、そのことを過去にすることができて、ようやく未来にむけて歩き始められるのです。そうやって子どもたちを見守り、育てていくことで、じつはおとな自身も一緒に回復していきます。

3 子どもの暮らし復興に向けた10の提案

子どもの暮らしを復興させるためには、以下のことが継続して緊急に求められています。これらのことは子どもの権利条約の被災地における具体化でもありますし、ユニセフのいう「子どもにやさしいまち」づくりに必要なことでもあります。

① じっくり丁寧に子どもと話し、子どもの思いや願いを受けとめよう

安心して聴いてもらうことができる人と出会い、語ることによって、子どもたちは震災による厳しい体験を過去のものとして、未来に向けた歩みを始めます。今こそじっくり子どもたちの話を聴く機会をつくり出し、その思いや願いを受けとめましょう。

② 子どもを復興のパートナーにするための仕組みをつくろう

子どもたちは地域の今と未来の担い手であるがゆえに、その未来図を私たちは子どもたちと一緒に描かねばなりません。そうした位置に子どもたちを置き、復興のパートナーにしていく仕組みをつくり出すことが求められています。

③ 「つなぎ役」を育て、さまざまな場に位置づけよう

家庭、学校、地域、子ども相互、おとなと子ども、専門家と市民など様々なところで話合いが適切になされず、コミュニケーションがとれないことによって、支援が十分

に届かない人が増えています。つながりをつくるためには、調整役割を担う人や組織が必要です。

④ 安心できる居場所をつくりだそう

子どもたち一人ひとりが安全に守られ、自分らしさを出すことができる日常的な居場所が、子どもたちを孤立から守り、希望へと歩き出す力や関係を育てます。

⑤ 子どもが1人でも安心して相談でき、効果的に救済される固有の仕組みをつくろう

子どもがつらい、苦しいと感じたときに安心してSOSが出せ、そのことが効果的な救済につながる仕組みをつくる必要があります。この仕組みは社会のセーフティネットとしても求められています。

⑥ 既存の制度と復旧・復興のための制度との調整を図ろう

震災から3年を経て、震災後の復旧、復興という特別な取り組みから既存の制度への移行が進みます。被災地でのおとなたちの暮らしが激変する中での移行には、それを既存制度が受け止めきれぬ枠組みと内容を持っているかということが問われています。

⑦ 継続的な支援を確立しよう

大震災から3年経つなかで、大震災のことが徐々に忘れられ、NGO/NPOなどによる支援も打ち切れようとしています。そのような時期だからこそ、子どもの生活、居場所、遊び、教育等、また家庭、学校、地域、NPO等による子どもの支援が必要です。そのことが希望をつなぐことにもつながります。

⑧ 子どもや家族の支援者を支えよう

子どもには「信頼できるおとな」の存在が不可欠です。ところが、保育士、教職員、施設職員をはじめ子どもに関わる支援者自身が被災者であるという事態にもかかわらず、大多数の支援者は十分な休みもとれず（とらず）、子どもの問題に取り組んでいます。支援者には休むこととケアの両方が必要です。休むためにはスタッフの確保等の条件整備が必要ですし、ケアには相談窓口やスーパーヴァイザーの配置などが必要です。

⑨ 子どもと家族を総合的に支える仕組みをつくりだそう

子どもは家族とともに成長発達をしていきます。家族の暮らしの激変が子どもの成長発達の障害にならないように、慎重に家族と子どもを総合的に見守り支える仕組みをつくりださねばなりません。

⑩ 子ども支援にかかわる情報や経験を共有し、広めよう

被災地での子ども支援にかかわる者たちが得た子どもの情報を共有し、子どもの権利を具体化するために活動することと、その取り組みが子どもの権利の実現にどのようなつながったのかについて広めていくことが求められています。

注

1) 第11回東日本大震災子ども支援意見交換会(2014年6月6日衆議院第2議員会館で開催)での岩手県高等学校教職員組合からの報告を参照。

2) 子どもの暮らし復興に向けて一東日本大震災子ども支援ネットワークについては、4

年目の活動－URL：<http://shinsai-kodomoshien.net/>を参照。

3) 子どもの権利条約総合研究所が実施したこの調査は、主に清水冬樹（旭川大学短期大学部）が担当し、詳細なデータをHPに掲載している。

URL：http://homepage2.nifty.com/npo_crc/index.html

子ども条例（子どもの権利条例）について

—国連「子どもの権利条約」、ユニセフ「子どもにやさしいまち」等をふまえて—
荒牧重人（山梨学院大学法科大学院）

はじめに

- * 子どもや家庭・学校・地域等あるいは行政を取り巻く非常に厳しい現状のなかで、子どもの健やかな成長を支援し、子どもの笑顔が輝く「子どもにやさしいまち」づくりを推進する意義や方法について考える。
 - その際、なぜ「子どもの権利」、「子どもにやさしいまちづくり」という考え方が大切で、子ども条例（子どもの権利条例）を基本にすることが必要なのか？
 - ・ 自分自身の人生の主人公である子ども、生活者・住民の一員としての子どもに、地方自治の下で向き合い、取り組む。
 - ・ 子どもは単に「未来の担い手」ではなく、いまを生きる主体である。
子どもを「社会の宝」に留めてはならない。子どもは社会の一員・構成員である。
- ※ 今日の「健全育成」は、従来の発想（おとなの目から見て、子どもに何が「有害」か、なにが「健全」かを決め、それらをいかに子どもに与えない規制するか、「有害」な環境から子どもをいかに守るかというもの）ではなく、子どもの権利を保障するという視点と方法が求められている。
- ※ 子育て支援は、子ども支援（子育て支援）に繋がらなければ効果があるとはいえない。
 - 子どもを育てやすいというだけではなく、子どもが育ちやすいという点が大切。
 - ⇒ 子どもがダメ、親・家庭がダメ、学校・教職員がダメ、地域がダメというような視点と対応を越えて、子どもが共に育つまち、子どもと共に育つまちづくりへ
 - まち全体があそびの場であり、学びの場であり、活動の場である。
 - まち全体で子どもの育ちを支える。
 - 子どもにやさしいまちはすべての人にやさしいまちである。
- * 「新しい」取り組みには「新しい」考え方や手法が必要である。
 - ⇒ 国連「子どもの権利条約」、ユニセフ「子どもにやさしいまち」等をふまえる。
子ども条例は行政・議会だけでは実現できず、市民・NPOとの連携・協働が不可欠である。
- * 日本の子ども施策のなかで、東日本大震災からの復興における子ども条例（子どもの権利条例）の意義を考える。
 - 岩手県の子ども条例（子どもの権利条例）の必要性、性格、内容等について検討する。
 - ⇒ 条例に対する過大評価も過小評価もせず、条例を活かすことが大事である。

1 子どもに対するかかわり方、向き合い方を考えるために

(1) 子どもをめぐる「悪循環」を断つ。

- ・子ども：安心感がない、自信がない、居場所がない（孤立）、将来の希望がない、イライラする、疲れているなど「否定的な」状況、子どもの問題行動
→子どもに対する否定的な見方・不信感の高まり
→寛容さの減少、許容度の低さ、厳罰による対応などの悪循環に陥る。
⇒子どもを信頼する、子どもの力に確信を持つ。

(2) 子どもの成長を支える「基盤」の崩壊－貧困・格差、孤立化等の進行を止める。

- ・親・家庭が子どもの成長を支えきれない状況
子どもの成長のための人間関係、つながる人・場所、「社会的基盤」が崩れている現実
- ・多くの「マイナス要因」をかかえて園・学校に入ってくる子どもたち
－家庭あるいは園・学校だけでは解決できない、支えきれない、
しかしながら対応しなければならない現実
⇒目の前の子どもを中心において「総合的」「重層的」「継続的」な連携が必要である。

(3) 子どもの自己肯定感を育み、高める。

- ・低すぎる自己肯定感→自己肯定感という視点から子育てや教育等について考える必要性
－自己肯定感とは、「ありのままの」自分を肯定的にとらえ（自分が自分であって大丈夫と思える）、自分を好きになり、大切に思う気持ち。
－自己肯定感は、生きていく上で、成長していく上で不可欠な感情である。
子どもが本来持っている力を引き出し、支援するために必要な視点である。
そして、権利・人権の基礎・基本でもある。
自尊感情（self-esteem 自分自身を価値あるものとする感覚）と同じ意味で用いられることが多い。自己肯定感とは自尊感情の基盤となるもので、自分の価値を評価するのではなく、自分の存在そのものを認め受け入れることを強調する点がポイント。
- ・子どもは「自分のことが好き」か？「まわりから大切に思われているという実感がある」か？「人から必要とされていると思っている」か？「社会に役立つことをしたいと思っている」か？などの項目で調査。国際比較をしても、日本は非常に低い。
- ・子育て中の親・保護者、教職員の自己肯定感もけっして高くない。
⇒自分のことが好きになれる子どもに育てる。
－自己肯定感を育み高めるための「特効薬」「即効薬」があるわけではない。
⇒子どもにかかわる活動を子どもの「自己肯定感」を育むという方向へ
－自分の良さの確認・発見、自信や達成感をもつ取り組みは、子どもの権利を基盤とすることが必要であるし、重要である。
⇒子どもの自己肯定感を育むためにも、親・保護者、保育士・教職員等の自己肯定感を育む必要がある。

(4) 子どもの思い・願いとおとなの考え・行動とのズレを踏まえる。

- －子どもの思いや声をじっくり聴き、しっかり受けとめることが大切である。

⇒「受けとめ上手」「聴き上手」になる。

子どもが意見を言うには、聴いてくれるおとな・人がいなければならない。

2 子どもの権利という視点を基本にして、子どもにかかわる、問題に取り組む

(1) 子どもの権利はもともと子どもの現実から出発

- ・国際的な子どもの権利の取り組みは、子どもを戦争・紛争の犠牲者にしないという決意と取り組みから始まった。

－イグランティン・ジェップ（セーブ・ザ・チルドレンの創始者）等の思想も参照。

1924年国際連盟「子どもの権利宣言」

＝「人類は子どもに最善のものを与える義務を負う。」

- ・日本では、「貧困」に対する取り組みを中心に始まった。

－例えば、賀川豊彦らの思想：「子供の権利」（1924（大正13）年の講演で発表）

①子供は食う権利がある。②子供は遊ぶ権利がある。③子供は寝る権利がある。④子供には叱られる権利がある。⑤子供は親に夫婦喧嘩を止めて乞う権利がある。⑥子供は禁酒を要求する権利がある。

：「子供の権利」（雑誌『児童保護』1927（昭和2）年で発表）。

- ①生きる権利 ②食う権利 ③眠る権利 ④遊ぶ権利 ⑤指導して貰う権利
- ⑥教育を受ける権利 ⑦虐待されない権利 ⑧親を選ぶ権利
- ⑨人格としての待遇を受ける権利

(2) 子どものとらえ方と子どもの権利

- ・子どもは一人の人間＝独立した人格と尊厳を持つ、かけがえのない存在

- ・子どもは子ども＝子どもは成長発達していく存在

ただし、人生それぞれの時期で固有の完成と成熟

子どもは一人ではおとなになれない。親・おとなの支援が必要である。

- ・子どもは家庭・園/学校・社会の構成員＝パートナーとしての存在

⇒子どものトータルなとらえ方が必要

- *子どもは単なる保護や救済の対象ではなく、自らの人生の主人公であり、問題解決の主体である。しつけ・教育・指導の単なる対象から自ら選びながら成長していく主体として支援へ

- *権利は獲得するもの、権利は行使するもの

－だからこそ権利はプロセスが大事である。

(3) 子どもの権利がもたらすもの

- ・子どもの権利は自己肯定感を向上させ、子どもの成長、自己実現に不可欠なものである。

－自己肯定感を育むことを子どもの取り組みの基本におく必要がある。

- ・子どもの権利はおとなの子どもに対する見方・接し方を問い直す。

－「理想の子ども像」をつくらない。「理想」と子育て・保育・教育の「目標」を混同してはならない。

－子どもなんて「こんなもんだ」と思い込んだり決めつけたりしない。

- ・子どもの権利は子ども同士、子どもとおとな、親・保護者と保育士/園・学校/教職員等との関係を変え、良い関係をもたらす。
⇒おとなとの力関係等の差を自覚しつつ、丁寧に子どもの思いや声を聴き、受けとめる。
親・教師・おとなの権力や権威を振りかざすのではなく、子どもとの関係をつくり直していく。
- ⇒権利の相互尊重、真の意味の規範意識の向上
- ・子どもの権利は子どもがおかれている状況を変革する。
- *子ども施策・取り組みを、総合的に（医療・健康・福祉・教育・文化・労働・社会環境・少年司法等）、継続的に（生まれてから 18 歳まで）、重層的に（家庭・学校・施設／市民社会／自治体・国／国際社会、そして子どもを支援する人たちに対する支援を含む）すすめるためには、子どもの権利という視点と手法・方法が不可欠である。

(4) 子どもの権利をめぐる「主張」されることとその問題点

- ・子どもの権利を言うと、子どもはますますわがままになる、甘やかしにつながる。
＝言うことを聞かない、しつけ・教育ができない、園・学校・社会の秩序が保てない。
－わがままとは具体的にどんなことか？子どもの権利とどう関係しているか？
－子どもの権利を傷つけたり蔑ろにしたりするしつけや教育があつてよいのか？
→子どもをめぐる否定的な現状を子どもの権利に責任転嫁している。
→子どもに子どもの権利を伝えていない。子どもは子どもの権利を十分に知らない。
- ・子どもの権利も大切だが、義務も、責任も大切。義務や責任を果たしてから権利を！
＝義務を果たさない、責任がとれない・とらない、規範意識が低い、……。
－子どもの義務あるいは責任とは具体的にはどんなことか？
－人間の権利（人権）における権利－義務関係について誤解・曲解をしていないか？
－法と道徳（徳目）を混同していないか？
→子どもの権利に対応する義務は、国・自治体、保育士・教職員、親等が負う。
→他者の権利の尊重は、義務ととらえるのではなく権利の行使に内在的なものである。
- ・子どもの権利は虐待等を受けている子どもや開発途上国の子どもらには必要である。
＝子どもの権利の意図的な限定
→子どもの権利条約や日本国憲法に合致したとらえ方ではない。
- ・子どもの権利も大切だが、おとな・教職員の権利も保障してほしい。
→子どもの権利とそれを保障する者の権利を対立的にとらえたら、両者の権利保障がすまない。子どもの権利が保障されるためには親や教職員の権利保障が不可欠である。
- ・子どもの権利は「理想論」「建前」で、実現は難しい。
→子どもの権利はそもそも子どもの現実から出発したものであり、「当たり前」のこと。
人権は「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（憲法 97 条）であり、「不断の努力」によって保持しなければならないもの（憲法 12 条）。
↓
- *子どもの権利の基本はいのちの権利、そして成長・発達する権利である。
子どもが本来持っている権利を、おとなの無理解や無関心で奪ってはならない。
感情論ではなく、リアリティを持った議論、具体的な場面での議論が大切である。

3 グローバルスタンダードとしての国連・子ども（児童）の権利条約

(1) 子どもの権利条約の成立

① 主な流れ

- ・ 1924年 国際連盟「子どもの権利宣言」
1948年 世界人権宣言
- ・ 1959年 国際連合「子どもの権利宣言」
1966年 国際人権規約
- ・ 1989年 子どもの権利条約（94年 日本批准）
- ・ 2000年 売買春・ポルノに関する選択議定書（05年 日本批准）
武力紛争に関する選択議定書（04年 日本批准）
- ・ 2002年 国連・子ども特別総会
- ・ 2011年 個人通報制度に関する選択議定書（日本未批准）

② 条約を生み出したもの

- ・ 「静かな緊急事態」の進行＝現実
- ・ ポーランドのイニシアティブと国際情勢
～第1次・第2次世界大戦の戦場になり大量の子どもが犠牲者
ヤヌシュ・コルチャックの思想と取り組み等
- ・ ユニセフなど国際機関とNGOの取り組み
- ・ 各国での子どもの権利保障←child rights movement等の影響もある
- ・ 人権の国際化
－差別の禁止、主体ごと、分野ごとの権利保障にかかわる宣言・条約等の制定と実施

(2) 子どもの権利条約（条約と3つの選択議定書）の意義と内容

- ・ 子どもの権利保障についての世界共通基準・グローバルスタンダード
- ・ 法的な位置として、日本国憲法よりは下位にあるが、法律よりは上位の規範。しかも、条約の規定は国会・政府によって変更できないし、条約の撤回も現状では無理である。
→条約に反する法律や行政は変えなければならない。国会は条約が求める立法を制定する。行政は条約を実施する義務を負う。
裁判所は条約を裁判規範として援用しなければならない。
自治体もローカルガバメントとして条約実施の「主体」である。
→子どもに関連する法令は、条約と「適合的に」解釈・運用されなければならない。
- ・ 内容上、子ども観、とくに子どもを権利の享有・行使の主体として捉えていること、差別の禁止・子どもの最善の利益・いのちの権利・子どもの意見の尊重を一般原則にしていること、子どもが人間として成長・自立していく上で必要な権利を総合的に保障していることなど、子ども支援等に活かせる、活かすべきものになっている。
- ・ 市民社会においても、子どもに対する向き合い方、活動の在り方を示す社会規範としての意義を持つ。
- ・ 条約の実施については、国連・子どもの権利委員会等による国際的チェックを受ける。

(3) 条約を理解する上でとくに大切なこと→条約の解釈・運用に活かす

- ・生まれる環境を選べない子どもが一人の人間として成長・自立していくために必要な権利を含む。
- ・条約は理想を定めているのではなく、現実の子どもの問題を権利の視点で解決。
- ・条約は「開発途上国むけ」という認識は制定過程、条約の規定、条約の実施状況からして誤りである。

①権利の主体としての子ども観

ーこれまでの子どもを専ら保護の対象としてきた考え方を転換し、子どもを独立した人格と尊厳を持つ権利の主体としている。「子どもだから」「心身ともに発達途上にある」として子どもの市民的権利等を制限することは、かえって子どもの成長や自立を妨げると考えている。また、条約は、子どもをおとなと同じように取り扱うことを求めているのではなく、子ども期にふさわしい、より手厚い権利保障を要請している。

②条約の一般原則が条約全体の解釈・運用の基本である。

- ー権利保障の前提としての差別の禁止（2条）
- ーキー概念としての子どもの最善の利益（3条）
- ー生命・生存・発達の権利が出発点（6条）
- ー子どもの意見の尊重（12条）
→条約上の権利としての子どもの参加の権利

③総合的に（医療・健康・福祉・教育・文化・労働・社会環境・少年司法等）、継続的に（生まれてから18歳まで）、重層的に（家庭・学校・施設／市民社会／自治体・国／国際社会、そして子どもを支援する人たちに対する支援を含む）権利保障に取り組むことが求められている。

④条約の適用にあたっては、「自国籍」の子ども、自国社会で生活する多様な文化的背景・国籍を持つ子ども、国外の子ども、いずれの権利保障も大切である。

「恩恵的な・チャリティ的な」国際協力から「権利保障」としての国際協力へ

⑤国際社会の水準（とくに国連・子どもの権利委員会）をもとに条約の解釈・運用する。

【条約の主な内容（〔 〕内の数字は条文）】

<一般原則>

- ・差別の禁止〔2〕
- ・子どもの最善の利益〔3〕
- ・生命への権利、生存・発達の確保〔6〕
- ・子どもの意見の尊重〔12〕

<親による養育、家族形成・関係維持にかかわる権利>

- ・親を知り親により養育される権利〔7〕
名前・国籍を得る権利〔7〕
- ・家族関係を含むアイデンティティの保全〔8〕
親からの分離禁止〔9〕、家族再会〔10〕
国外不法移送・不返還の禁止〔11〕
- ・親の第一次的養育責任に対する援助〔18〕
家族環境を奪われた子どものケア〔20〕
養子縁組〔21〕
- ・親による虐待・放任・搾取からの保護〔19〕

<生存に主にかかわる権利>

- ・健康・医療への権利〔24〕
- ・医療施設等に措置された子どもの定期的審査〔25〕
- ・社会保障への権利〔26〕
生活水準への権利〔27〕

<成長・発達に主にかかわる権利>

- ・教育への権利〔28・29〕
- ・休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加〔31〕

<特別な状況下での、または生存・発達を阻害する状況からの保護にかかわる権利>

- ・難民の子どもの保護・援助〔22〕
障がいのある子どもの権利〔23〕
少数者・先住民の子どもの権利〔30〕
- ・経済的搾取・有害労働からの保護〔32〕
麻薬・向精神薬からの保護〔33〕
性的搾取・虐待からの保護〔34〕→選択議定書（2000年採択、05年日本批准）
誘拐・売買・取引の防止〔35〕
あらゆる形態の搾取からの保護〔36〕
- ・武力紛争における子どもの保護〔38〕→選択議定書（2000年採択、04年日本批准）
犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰〔39〕

<市民的権利>

- ・表現・情報の自由〔13〕
思想・良心・宗教の自由〔14〕
結社・集会の自由〔15〕
プライバシー・通信・名誉の保護〔16〕
- ・適切な情報へのアクセス〔17〕
- ・拷問・死刑の禁止、自由を奪われた子どもの適切な取扱い〔37〕
少年司法手続〔40〕

(3) 3つの選択議定書－「独立した」条約

- ・武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書（2004年批准）

- － 条約 38 条（武力紛争における子どもの保護）、39 条の規定を進展させ具体化。
- ・ 子どもの売買、買春、子どもポルノに関する選択議定書（2005 年批准）
 - － 条約 34 条（性的搾取・虐待からの保護）、35 条（誘拐・売買・取引の防止）、39 条（犠牲になった子どもの心身の回復と社会復帰）などを具体化。
- ・ 第 3 選択議定書＝通報制度の導入（未署名、未批准）
 - － 国際法の主体は原則として国。通報制度は、国内救済手段を尽くしたけれども権利回復できなかった（日本でいえば、裁判で敗訴の場合など）個人・集団が条約の設置する委員会に訴えて、救済・権利回復してもらう制度。
 - － 自由権規約、社会権規約、女性差別撤廃条約、障害のある人の権利条約等の主要な人権条約で導入。しかし、日本は、とくに司法制度との関係で（裁判で確定している事柄を委員会が「覆す」ことになり、司法権の独立を侵す）この制度に加入していない（ただし、民主党政権下で批准の意思を表明）。子どもの権利条約第 3 選択議定書の制定過程において、日本は共同提案国になったが、現在、署名も行っていない。

(4) 子どもの権利条約批准 20 年、条約はどこまで実現したのか？

① 日本国の子どもの権利条約批准時における対応

- ・ 国会－1 つの留保（37 条 c）と 2 つの解釈宣言（9 条 1、10 条 1）
 - 法改正等なし
 - * 「児童の権利に関する条約」か、「子どもの権利に関する条約」かをめぐって対立
- ・ 政府－「子どもの人権専門委員」の設置、パンフ・リーフレットの作成等のほかは、積極的な取り組みはしなかった。（とくに文部省 1994 年「通知」）

② 日本における子どもの権利条約実施の全体的現状

- ・ 国レベルでは、児童売買春・ポルノ禁止法（1999 年）、児童虐待防止法（2000 年）、子ども・若者育成支援推進法（2009 年）等、一定の法律や計画等に反映、その一方で、教育基本法全面改定（2006 年）、少年法改定（2000 年、2004 年、2010 年）等は条約に反する法改正であると指摘されている。－2013 年 6 月 21 日成立の「いじめ防止対策推進法」の制定過程においても考慮されなかった。裁判所では、条約を援用する判決はほとんどなかったが、最近若干の「変化」が見られる（例えば、2013 年 9 月 4 日の婚外子相続差別事件の最高裁大法廷決定）。
- ・ 国連・子どもの権利委員会からの勧告（1998 年、2004 年、2010 年）も誠実に履行されていない。
- ・ 自治体レベルでは、条例制定、計画の策定、子ども参加、相談・救済などで具体化
 - ⇒ 喜多明人・荒牧重人・森田明美ほか『子どもにやさしいまちづくり 第 2 集』（日本評論社）、荒牧重人・喜多明人・半田勝久『解説 子ども条例』（三省堂）等を参照。
- ・ 1 部の施設や学校での、とくに子ども参加、子どもの居場所づくりの取り組み
 - ⇒ 澤田治夫・和田真也・喜多明人・荒牧重人『子どもとともに創る学校』（日本評論社）、西野博之『居場所のちから』（教育資料出版会）等を参照。
- ・ NPO・NGO の取り組み
 - ⇒ 子どもの権利条約ネットワーク『NCRC 活動から見た子どもの権利の 20 年』等を

参照。

* 世論をめぐる状況

子どもの権利—自己主張、わがまま助長論が強い。

子どもの権利について知り、考え、行動する機会が圧倒的に少ない。

4 ユニセフの「子どもにやさしいまち」をふまえて

(1) 「子どもにやさしいまち」=ユニセフによれば、子どもの権利条約を実現するまち

(2) 基本理念=子どもの権利条約の4つの一般原則

(3) 鍵となる要素（順不同）

- ・子どもの意見の尊重と子どもの参加（以下のすべての要素を貫徹するもの）
⇒子どもの声（思い）に耳を傾ける。
子どもをもっと「あて」にして、ともに作りあげる。
- ・子どもの権利を促進する法的な枠組み
=子どもの権利条例の制定・実施
- ・子どもの権利のための包括的な政策・行動計画
—「子ども計画」の策定・実施のなかでも子どもの権利の実現
- ・子どもの権利のための行政体制・調整の仕組み
—保健・福祉・教育・青少年対策という「縦割り」「世代割り」的行政の弊害の克服
- ・子どものための特別予算
—子どもの育ち・子育てにふさわしい予算
- ・子どもの置かれた状況の収集・分析
—子どもたちの「現実」（数値だけではない子どもの現実）をしっかりと把握し、行政機関・関係施設・まち全体で共有する。（定期的な自治体「子ども白書」の刊行）
- ・子ども影響評価
—子どもに影響を与える可能性のある施策等について事前および事後の影響評価
- ・子どものための独立した権利救済・擁護活動
—子どものSOSを受けとめ、効果的な救済・回復へ
公的な第三者機関による相談・救済制度の構築
- ・子どもの権利の周知
—子どもが本来持っている権利を子どもに伝える。

※日本の現状からすると、少なくとも、基本理念に「多文化共生・少数者（マイノリティ）の権利」を、鍵となる要素に「子どもの居場所」を追加する必要がある。

↓

*日本で制定されている総合的な子ども条例が効果的に実施されれば、上記の要素をほとんど持つことになり、国際的にも通用する「子どもにやさしいまち」になる。

5 子ども条例（子どもの権利条例）の意義と内容

→条例は実施が大事、いかに実施できる条例をつくるかが鍵

(1) なぜ、条例か？

- ・自治体の基本姿勢、施策・事業の根拠・方向性・推進
→子どもや市民にむけてのメッセージでもあるが、それだけであれば憲章・宣言でよい。
＝首長や職員が変わっても、子ども施策の基本として条例を実施しなければならない。
- ・子ども自身が育ち成長していくための環境や条件の整備
子どもの育ちや成長にかかわる者（親、学校・施設の職員、住民等）への支援
- ・制度の根拠づけ
－子どもの救済、子どもの参加等の制度創設・構築の根拠、実効性の担保
- ・家庭・園/学校・施設・地域・NPO および行政などの連携を具体的にすすめる鍵
－「まちづくり」という視点の必要性と重要性
- ・国連・子どもの権利条約等のグローバルスタンダードが根拠・基準
－国際社会とつながる。

(2) 当該自治体の「現実」から出発して、自治体に即した内容

- ・子どもの現実や思い・願い／子ども施策（行政・議会）の現状／園・学校等子ども施設あるいは市民・NPOによる子どもにかかわる取り組みの成果をもとにした条例づくり
－子どもの現実や思い・願いをどう把握するか？
～アンケート等をとった場合、その結果を反映していなければ、子どもに届かない。
- ・子ども施策の現状をどう評価するか？
～施策の効果や課題をふまえた条例の内容でないと（当該自治体の「力量」を超えすぎた内容であれば）、実現可能性が低くなる。
- ・園/学校や施設、あるいは市民・NPO の取り組み・活動をどう把握し、成果をふまえるか？制定過程にどれだけの市民参加・子ども参加があるか？
～これらに、当該自治体の条例の特徴が出てくる。実効性の有無・高低が問われる。
- ・当該自治体の子どもの状況がひどく、施策がダメだという対応よりも、子ども施策をより進展させ、子どもの状況をより改善するという姿勢を基本にする。
- ・他自治体の条例の「良いところ取り」では実施がうまくいかない。
→理想の条例はない。

(3) 条例制定にむけた体制

- ・子どもにかかわる関係者、市民の意見の反映と集約の仕方
－審議会の構成とありよう、学習会・集会等の持ち方、パブリックコメントの効果的な実施と活用
- ・条例づくりおよび条例の実施における市民（子どもを含む）の参加と共同
－パートナーシップ型の連携
- ・条例制定のプロセスは、子ども関係の施策・行政を総合化するプロセス
－子どもにかかわるデータ・情報の共有化

－「縦割り」「世代割り」を超えた庁内体制

(4) 条例の活用をも視野に入れた情報提供と広報

－条例制定や実施の過程で、子どもについて考えるきっかけを提供し、おとなと子どもの双方に意識変革

(5) いま必要とされる「子ども条例」の内容

- ・子ども施策、とくにおとなの視点に基づく、おとなによる「対策型」の施策の転換
⇒子ども支援＋子育て支援・子どもにかかわる人支援＋そのためのしくみや条件の整備
- －ユニセフの「子どもにやさしいまち」をふまえて子どもが共に育つまちづくり
- 家庭・園/学校・施設・地域など子どもの生活の場での子ども支援と成長の関係づくり
- * 東日本大震災・原発事故の教訓をどう活かすか？
－これまでの条例づくりにおいて、子どもの安心・安全の確保という視点を含むものは多数あるが、災害等における子ども支援という視点をもった条例は、泉南市、松本市等を除けばほとんど見られない（両市の条例においても本格的なものではない）。

6 子ども条例の制定・実施に向けて

－これまでの取り組みや経験をふまえて
子ども自身や市民・NPOの力を得て

(1) 子どもの相談・救済制度－いじめや体罰問題の解決のためにも－

① 子ども固有の救済制度・活動の必要性と緊急性

- ・子どもの SOS は自覚的に受けとめようとしなにかぎり受けとめられない。
権利の侵害から守られる、守られているという実感や経験が必要であり重要である。
- ・園・学校や地域社会のなかの子どもを救済するしくみはどれだけ機能しているか？
→虐待、いじめ、体罰、セクハラ等について、相談体制の整備など取り組みは進展
しかし、子ども自身から見た場合は…子ども自身がどれだけアクセスしているか？
エンパワメントしているか？
→いじめ防止対策法に基づく組織の設置を効果あるものにするには？
- ・学校だけで子どもの問題は解決できないという厳しい現実
→スクールソーシャルワーク等、学校支援体制の必要性
- ・教職員自身が SOS を出せているか？
－教職員の生徒指導力・学級経営力の問題に解消してはならないし、できない状況
→教職員を支えるという考え方と仕組み・条件の必要性

② 子ども固有の相談・救済制度として公的な第三者機関の必要性

- ・基本的な人間関係のなかで生じる子どもに対する権利侵害
顕在化しにくい権利侵害の実態－救済・回復の困難性
- ・要綱設置ではなく、条例による設置→独立性、権限、効果等
－国連・子どもの権利委員会も設置を勧告

③ 公的な第三者機関制度およびその運用

- ・「公的な第三者機関」「子どもに寄り添う」「子どもの立場にたつ」の意味
 - －裁判官でも、検察官でも、弁護士でもない。
 - 「子どもの最善の利益」という視点で問題の解決にあたる。
- ・相談から効果的な救済へ
 - －相談、調査・勧告（市の管轄外の機関には、是正要請）「調整」、制度改善の提言などの総合的な機能
 - 「対決」型「告発」型の対応を越えて、
子どもが立ち直り、成長していく関係づくりの調整
 - －「問題解決」の主体としての子ども、子どもの意見表明・参加、エンパワメント
 - ⇒個別の問題解決を積み重ね、それらをふまえた（＝個々の権利侵害の背景にある問題の解決に向けて制度改善等を行なうことはまさしく権利侵害に対する予防になる。

④ とくに子どもからのアクセスの保障

- ・まずは存在を知ってもらう。
 - －広報物およびその内容の工夫
 - －「顔の見える」活動＝「出前」広報など
 - ⇒相談先を「知る」「分かる」「活用する」のハードルを越える必要がある。
- ・子どもが一人ででも安心して SOS が出せる「雰囲気」と啓発
- ・子どもの「居場所」づくり
 - －安全で安心できる場所・人間関係のなかでこそ、SOS が出せるし、発見できる。
- ・フリーダイヤルカード、メール等の手だて
- ・子どものアクセス「基準」は権利侵害への認識ではなく、「つらい」「苦しい」等

⑤ 公的な第三者機関の効果的な運用のために

- ・公的な第三者機関についての理解の進展
- ・制度を支える条件整備、とくに人的整備
- ・公的な第三者機関が学校にとって持つ意味の共有
 - 「学校的」な解決のなかで、公的な第三者機関による解決についての理解の進展
- ・子どもの相談・救済のためのネットワークづくりの強化
 - 既存の子ども相談・救済機関それぞれの特徴と機能を活かしつつ、効果的な連携
 - 子どもの権利の視点と手法の共有
- ・公的な第三者機関の存在がもたらす「安心感」と社会の支持

(2) 子どもの居場所づくり

- ・子どもの居場所という考え方
- ・子どもの居場所づくりと子どもの参加
- ・既存の施設の活用と新しい施設・場の設置
- ・子どもの居場所と相談・救済制度との連携

- ・子どもの居場所におけるスタッフの配置・待遇とスタッフの養成

(3) 子どもの意見表明・参加とその支援

① 日本社会とくに学校における子どもの意見表明・参加をめぐる現状

- ・子どもの参加を阻む社会の伝統的な意識、制度や場・機会の不足、「同調圧力」等
- ・とくに教師と子どもの関係、教師の「教育観」「指導観」を含む旧来の「学校文化」
「すでに取り組んでいる」、「それよりも前にやらなければならないことがある」、「そんな時間も余裕もない」、「子どもにはその力がない」「子どもはなにをやるかわからない」、「指導放棄につながる」などおとな・教師の意識
- 学校における時間確保・カリキュラム等を含む条件の厳しさ、管理主義の強化等
- ・「めんどくさい」「目立ちたくない」というような子どもの意識、「少数固定化」傾向

② 方法としての参加から権利としての参加（認識と制度・しくみ）へ

- ・権利としての参加の位置づけ・認識
 - ーおとなの姿勢や条件が整えば与えられることではなく、子どもの権利として保障されるべきこと。
- ・参加の制度・しくみづくり
 - ー子どもの参加の制度・しくみや機会がない（つくりたがらない）現実の壁
 - ーとくに決定過程に関わることのできる制度・しくみが必要である。
「形式」から内容の反映へ
 - ー自治体・国、学校・施設、地域社会、NPO等のさまざまなレベルで、多様かつ重層的につくり、それらの効果的な連携が必要である。
 - ー制度・しくみは「頭」のなかからつくりだすものではなく、参加の取り組みの「成果」をもとに制度・しくみづくりが必要であるし、制度・しくみありきでもない。
 - ー子どもへの情報提供と情報へのアクセス保障、おとな側の説明責任

③ 参加への支援

- ・時間など参加のための条件整備
- ・子どもが安心して意見表明・参加ができる関係づくりや雰囲気づくり
 - サポーター・ファシリテーターの重要性
- ・子どもの権利侵害のない環境づくり
- ・支援するおとな側の自律性、民主性、「風通しの良さ」
- ・子どもの力に見通しをもって「待つ」こと、支えることの大切さ
 - 子どもの力に確信をもつこと、信頼をすること、「あて」にすることが大事
- ・子どもの意見表明・参加によるエンパワメントの確認
 - 従来の「反省会」の問題性、成果や達成度を確認・共有する「ふりかえり」の必要性

④ 個別の状況・必要に応じた参加支援

- ・とりわけ、民族上・宗教上・言語上のマイノリティや先住民の子ども、乳幼児、虐待や

いじめを受けている子どもなどの参加支援

→声をあげられない、声があげにくい、声をあげても効果的な救済につながらない等の状況をどのように克服するか？

⑤ 学校・施設、地域社会、行政さまざまなレベルでの子どもの意見表明・参加の取り組みの連携

(4) 子どもの権利の普及と教育・学習

① 日本における人権教育の成果と課題を活かして

- ・ 同和教育等における「差別の現実から深く学ぶ」実践～反差別の教育
 - 一般的意識として、人権＝差別というように、とらえ方が「限定」された面も…
- ・ 自己との関わりを問う、「我がこと」としての人権教育
 - 国家権力や社会的な権力による人権侵害についての認識が弱くなる傾向も…
- ・ 人権侵害の事例、裁判、運動等から「動態として人権を学ぶ」実践
 - － 憲法の条文中心の人権教育を越える取り組み
 - 憲法は「すばらしい」が、現実には「ひどい」という図式も…
- ・ ワークショップ等参加型の人権教育実践
 - － 学習者中心、手法としての進展
 - 手法・方法として「絶対化」してしまう面も…
- ・ NPO 等との協働による実践など
 - － 市民・NPO のノウハウや経験を活かす。

* 人権教育における内容と方法を「組み合わせ」、子どもの権利教育として再構成する。

② 子どもの想像力や創造力を「活かした」子どもの権利教育・学習を

- ・ もっと子どもの生活に根ざし、子どもの「言葉」で遊びや活動のなかで
 - 学校では教科を越えて＝「子どもの権利→既存の教科」＋「既存の教科→子どもの権利」
＝ 児童会・生徒会、学校行事、学校運営等あらゆる場面を通じて
- ・ おとなは条約などを全部知らなくても、十分に理解していなくても一歩を
 - 子どもの問題は子どもとともに、子どもから学びながら
 - 子どもどうしが「学び合う」ことの重要性とその支援

③ 子どもの権利保障につながるさまざまな取り組みと子どもの権利学習とのリンク

- ・ 子ども自身による子どもの権利の自覚と意識の向上

* 広報・啓発はまず「量」が決め手である。

→ 素材と方法論のいっそうの進展が求められている。

→ とくに保健所・センター、園・学校での取り組みが鍵である。

おわりにかえて

<参考文献ーさらに検討をすすめるためにー>

*子どもの権利について

- ・荒牧重人監修『わたしの人権 みんなの人権』全6巻（ポプラ社）＝学校図書館用
- ・荒牧重人『学校に行くのは、なぜ』（あかね書房）＝学校図書館用
- ・坪井節子『子どもはおとなのパートナー』（明石書店）
- ・奥田睦子ほか『ヒア・バイ・ライト（子どもの意見を聴く）の理念と思想』（萌文社）
- ・喜多明人・森田明美・広沢明・荒牧重人『逐条解説 子ども権利条約』（日本評論社）
- ・子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議『国際社会から見た日本の子ども』
(現代人文社)
- ・荒牧重人・喜多明人・森田明美『子どもの権利ーアジアと日本』（三省堂）など
- ・子どもの権利条約総合研究所『子ども権利研究』（年2回発行、日本評論社）

*子ども条例、子どもにやさしいまちについて

- ・喜多明人・荒牧重人・森田明美・内田塔子『子どもにやさしいまちづくり』
(日本評論社)
- ・喜多明人・荒牧重人・森田明美・内田塔子・半田勝久
『子どもにやさしいまちづくり 第2集』（日本評論社）
- ・澤田治夫・和田真也・喜多明人・荒牧重人『子どもとともに創る学校』（日本評論社）
- ・荒牧重人・吉永省三・吉田恒雄・半田勝久『子ども支援の相談・救済』（日本評論社）
- ・荒牧重人・喜多明人・半田勝久『解説 子ども条例』（三省堂）など

*ホームページ

- 平野裕二氏＝<http://www26.atwiki.jp/childrights/>
- 東日本大震災子ども支援ネットワーク＝<http://shinsai-kodomoshien.net/>
 - ・国連人権高等弁務官事務所
 - ・外務省
 - ・日本弁護士連合会

<資料 5>

子ども（児童）の権利に関する条約（政府訳 抄）

1989年11月20日 国際連合採択 1990年9月2日 国際発効 1994年5月22日 国内発効

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。
- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

第20条

- 1 一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

第26条

- 1 締約国は、すべての児童が社会保険その他の社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するための必要な措置をとる。
- 2 1 の給付は、適当な場合には、児童及びその扶養について責任を有する者の資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他のすべての事項を考慮して、与えられるものとする。

第 27 条

- 1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。
- 2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。
- 3 締約国は、国内事情に従い、かつ、その能力の範囲内で、1 の権利の実現のため、父母及び児童について責任を有する他の者を援助するための適当な措置をとるものとし、また、必要な場合には、特に栄養、衣類及び住居に関して、物的援助及び支援計画を提供する。
- 4 締約国は、父母又は児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる。特に、児童について金銭上の責任を有する者が児童と異なる国に居住している場合には、締約国は、国際協定への加入又は国際協定の締結及び他の適当な取決めの作成を促進する。

第 28 条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、
 - (a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - (b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - (c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - (d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - (e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第 29 条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

第30条

種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は先住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は先住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。

第31条

1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。

2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

<資料 6>

国連・子どもの権利委員会からの日本に対する勧告

●第2回「総括所見」(2004年 抄)

独立した監視

14. 委員会は、条約の実施を監視する独立したシステムが全国規模で存在しないことを懸念する。同時に委員会は、3つの自治体が地方オンブズマンを設置したという情報、および、人権委員会の設置に関する法案が再提出される予定であるという情報を歓迎するものである。法案においては法務大臣の監督下にある人権委員会が構想されているという代表団の情報に照らし、委員会は、同機関の独立性について懸念する。加えて委員会は、計画されている人権委員会には条約の実施を監視する明示的な権限が与えられていないことを懸念するものである。
15. 国内人権機関に関する一般的意見2号に照らし、委員会は締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 計画されている人権委員会がバリ原則（総会決議48/134）にしたがって独立した効果的機構となることを確保するため、人権擁護法案を見直すこと。
 - (b) 人権委員会が、条約の実施を監視するという明確に定義された権限を有し、子どもからの苦情について子どもに配慮した方法で迅速に対応し、かつ、条約にもとづく権利の侵害に対して救済を提供することを確保すること。
 - (c) 自治体における地方オンブズマンの設置を促進し、かつ、人権委員会が設置されたときにはこれらの地方オンブズマンが同委員会と調整するための制度を確立すること。
 - (d) 人権委員会および地方レベルのオンブズマンが、十分な人的および財政的資源を提供され、かつ子どもが容易にアクセスできるものとなることを確保すること。

広報および研修

20. 委員会は、裁判官、教職員、警察官、矯正施設職員、保護観察官および出入国管理官を対象として締約国が実施している研修活動を歓迎する。しかしながら委員会は、子どもおよび公衆一般、ならびに子どもとともにおよび子どものために働いている多くの専門家が条約およびそこに体现された権利基盤型アプローチについて十分に理解していないことを、依然として懸念するものである。
21. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
- (a) 公衆一般および子どもを対象として、条約、およびとくに子どもが権利の主体であるということに関する意識啓発キャンペーンを強化すること。
 - (b) とともにおよび子どものために働いているすべての者、とくに教職員、裁判官、弁護士、議員、法執行官、公務員、自治体職員、子どもを対象とした施設および拘禁所で働く職員、心理学者を含む保健従事者、ならびにソーシャルワーカーを対象として、条約の原則および規定に関する体系的な教育および研修をひきつづき実施すること。
 - (c) 意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の変革、行動および子どもの取扱いに与えた影響を評価すること。
 - (d) 人権教育、およびとくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること。

子どもの意見の尊重

27. 子どもの意見の尊重を向上させようとする締約国の努力には留意しながらも、委員会は、子どもに対する社会の伝統的態度により、家庭、学校、その他の施設および社会一般における子どもの意見の尊重が制限されていることを依然として懸念する。
28. 委員会は、条約第12条にしたがい、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重および子どもの参加を促進し、かつそのための便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ること確保すること。
- (b) 意見を考慮される子どもの権利および子どもの参加権について、とくに親、教育者、政府の行政職員、司法関係者および社会一般に対し、教育的情報を提供すること。
- (c) 子どもの意見がどのくらい考慮されているか、またそれが政策、プログラムおよび子どもたち自身にどのような影響をあたえているかについて定期的検討を行なうこと。
- (d) 学校、および子どもに教育、余暇その他の活動を提供しているその他の施設において、政策を決定する諸会議体、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること。

●第3回総括所見（2010年 抜粋）

立法

12. 委員会は、締約国が、子どもの権利に関する包括的法律の採択を検討し、かつ、国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する。

差別の禁止

32. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 包括的な反差別法を制定し、かつ、どのような事由であれ子どもを差別するあらゆる立法を廃止すること。
- (b) とくに女子、民族的マイノリティに属する子ども、日本人ではない子どもおよび障害のある子どもに対して実際に行なわれている差別を削減しかつ防止するため、意識啓発キャンペーンおよび人権教育を含む必要な措置をとること。

子どもの最善の利益

36. 委員会は、締約国が、あらゆる法規定において、ならびに、子どもに影響を与える司法上および行政上の決定およびプロジェクト、プログラムならびにサービスにおいて、子どもの最善の利益の原則が実施されかつ遵守されることを確保するための努力を継続しかつ強化するよう勧告する。

生命、生存および発達に対する権利

40. 委員会は、締約国が、子どもの自殺リスク要因について調査研究を行ない、防止措置を実施し、学校にソーシャルワーカーおよび心理相談サービスを配置し、かつ、困難な状況にある子どもに児童相談所システムがさらなるストレスを課さないことを確保するよう勧告する。委員会はまた、締約国が、官民間問わず、子どものための施設を備えた機関が適切な最低安全基準を遵守することを確保するようにも勧告する。

子どもの意見の尊重

42. 条約第12条および意見を聴かれる子どもの権利に関する委員会の一般的意見12号（2009年）に照らし、委員会は、締約国が、あらゆる場面（学校その他の子ども施設、家庭、地域コミュニティ、裁判所および行政機関ならびに政策策定プロセスを含む）において、自己に影響を及ぼすあらゆる事柄に関して全面的に意見を表明する子どもの権利を促進するための措置を強化するよう勧告する。

体罰

45. 学校における体罰が明示的に禁じられていることには留意しつつ、委員会は、その禁止規定が効果的に実施されていないという報告があることに懸念を表明する。委員会は、すべての体罰を禁ずることを差し控えた1981年の東京高等裁判所判決に、懸念とともに留意する。委員会はさらに、家庭、

代替的養護現場および行刑施設における体罰が法律で明示的に禁じられていないこと、および、とくに民法および児童虐待防止法が適切なしつけの行使を認めており、体罰の許容可能性について不明確であることを懸念する。

46. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう強く勧告する。

- (a) 家庭、代替的養護現場および行刑施設を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止すること。
- (b) あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること。
- (c) 体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること。

児童虐待およびネグレクト

54. 委員会は、虐待防止のための機構を定めかつ執行する、児童虐待防止法および児童福祉法の改正等の措置を歓迎する。しかしながら委員会は、民法上の「親権」概念によって「包括的支配」を行なう権利が与えられていることおよび親が過大な期待を持つことにより、子どもが家庭で暴力を受けるおそれが生じていることを依然として懸念する。委員会は、児童虐待の発生件数が増え続けていることに懸念とともに留意する。

55. 委員会は、締約国が、以下のものを含む措置をとることにより、児童虐待の問題に対応する現在の努力を強化するよう勧告する。

- (a) 虐待およびネグレクトの否定的影響に関する公衆教育プログラム、ならびに家族発達プログラムを含む防止プログラムを実施し、かつ、積極的な、非暴力的形態のしつけを促進すること。
- (b) 家庭および学校で虐待の被害を受けた子どもに十分な保護を提供すること。

教育（職業訓練および職業指導を含む）

68. 委員会は、日本の学校制度によって学業面で例外的なほど優秀な成果が達成されてきたことを認めるが、学校および大学への入学を求めて競争する子どもの人数が減少しているにも関わらず過度の競争に関する苦情の声があがり続けていることに、懸念とともに留意する。委員会はまた、このような高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子どものいじめ、精神障害、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があることも、懸念する。

69. 委員会は、学業面での優秀な成果と子ども中心の能力促進とを結合させ、かつ、極端に競争的な環境によって引き起こされる悪影響を回避する目的で、締約国が学校制度および大学教育制度を再検討するよう勧告する。これとの関連で、締約国は、教育の目的に関する委員会の一般的意見 1 号（2001 年）を考慮するよう奨励される。委員会はまた、締約国が、子ども同士のいじめと闘う努力を強化し、かつそのような措置の策定に子どもたちの意見を取り入れるよう勧告する。

70. 委員会は、国家予算からまったく資金を受けておらず、自治体から低額の補助金を受け取っている外国人学校が厳しい財政状況に置かれているため、日本国籍を有しない子どもの外国人学校就学率が低いことを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学の入学試験を受けられない場合があること、および、中華学校および朝鮮学校の状況がとりわけ困難であることも懸念する。

71. 締約国は、条約第 28 条にしたがってすべての子どもが教育にアクセスできること、すべての学校における初等教育がすべての子どもにとってあらゆる費用面で無償とされること、および、中国人およびコリアンの子どものようなマイノリティ集団に属する子どもが自己の言語を学び、かつ自己の文化に対する尊重を発達させる機会を有することを確保するべきである。締約国は、ユネスコ・教育差

別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。
するよう勧告する。

マイノリティまたは先住民族の集団に属する子ども

83. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。

子どもにやさしいまち—行動のための枠組み—

UNICEF・イノチェンティ研究センター（パンフレットからの抜粋）

子どもにやさしいまちづくりは、地方自治体が主導する、子どもの権利条約の実施プロセスである。その目的は、子どもの権利を承認・実現することによって子どもたちの生活をいま向上させ、そのことによって現在の、そして未来のコミュニティをよりよい方向に変えていくところにある。子どもにやさしいまちづくりは実践的プロセスであり、子どもたちと、そして子どもたちの現実の生活と積極的に向き合っていかなければならない。

子どもたちに対する条約上の義務を負っているのは国である——地方自治体を含む政府がプロセスを主導しなければならない。しかし、子どもにやさしいまちづくりを、政府だけで達成するのは不可能である。子どもたち自身と、家族と、そして子どもたちの生活に影響を及ぼすすべての人々とのパートナーシップが存在しなければならない。……

経験の示すところによれば、まちづくりのプロセスが始まるきっかけはさまざまである。トップダウン方式では、市長による布告や、行政が正規に採択した決議が、行政のあらゆるレベルに、そしてまちのあらゆる場所に浸透するように積極的な調整が行なわれる。あるいはボトムアップ方式では、子どもたち自身が身のまわりで小規模な取り組みを開始し、まちのなかで遊ぶ権利、安全に移動する権利を主張することを通じて、それをまち全体に広げていく可能性が証明されることもある。ほとんどの場合、異なるアプローチの組み合わせが見られるのが通例である。

まちづくりのプロセスは、子どもにやさしいまちに関わる他の取り組みから発展することもあれば、それらを組み合わせることによって始まる場合もある。子どもにやさしい病院や学校、子どもたちに安全な水と衛生的環境を保障するための環境プロジェクトなどである。子どもたち自身や子どもたち主導の団体が、あるいはその他の非政府組織や人権機関—公的な第三者機関マン—がキャンペーンを開始するという場合もある。……

子どもにやさしいまちづくりのプロセスは、地方自治の場で子どもの権利条約を実施していくことと同義である。そこで必要とされる9つの要素には次のようなものがある。

- ①子ども参加：自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参加を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。
- ②子どもにやさしい法的枠組み：すべての子どもの権利を一貫して促進・保護する立法、規則の枠組みおよび手続を確保すること。
- ③まち全体の子どもの権利戦略：子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし課題文書を、条約にもとづいて策定すること。
- ④子どもの権利部局または調整のしくみ：子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。
- ⑤事前・事後の子ども影響評価：法律・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。
- ⑥子ども予算：子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。
- ⑦定期的な自治体子ども白書：子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。

- ⑧子どもの権利の周知：おとなおよび子どもの間で子どもの権利に関する意識が根づくようにすること。
- ⑨独立した子どもアドボカシー：子どもの権利を促進するため、非政府組織の支援、独立の人権機関—公的な第三者機関ピープルや子どもコミッショナー—の設置を進めること。

……

まちづくりに子どもたちの積極的参加を得ることがいかに重要かつ有益であるかを実証することは、子どもにやさしい政策への政治的共感を得るうえで大きな影響力を発揮しうる。そしてそれをもっとも実証しやすいのは、地域レベルないし最小行政単位レベルである。厚生施設の開発に子どもたちの参加を得ること、住居の新築、上水・下水道整備事業、交通・運輸計画などで子どもにやさしい設計を採用すること、学校ではカリキュラムや校則について子どもたちと話し合うことなどが考えられる。

子どもたち自身に意味のある形で参加してもらうことは、子どもにやさしいまちづくりの必要条件である。子どもたちには、意思決定において意見を聴かれ、その意見を正当に重視される権利がある。もちろん、子どもの参加・意見表明のあり方については継続的注意が必要である。子どもたちとの話し合いが体裁を整えるだけのものとなる場合もあるし、いずれにせよ赤ちゃんや幼い子どもは、その権利やニーズを効果的に代弁してくれる存在を必要とする。しかしこのようなプロセスだけでは十分ではないし、このプロセスそのものが目的ではない。それは子どもたちの権利を配慮のある形で実施するための、子どもたちの生活を本当の意味で実際に向上させるための、手段なのである。

子どもにやさしいまちづくりの基盤

子どもにやさしいまちづくりの基盤は、子どもの権利条約の鍵である4つの原則である。

- ①差別の禁止（2条）——子どもにやさしいまちとは、すべての子どもにやさしく、すべての子どもを包摂するまちである。したがって、権利へのアクセスについて差別を受けている子どもがいれば見つけだし、特別な注意を向けなければならない。差別は、多種多様な形で子どもたちに影響を及ぼす。路上で暮らしている子ども、障害のある子ども、民族的その他のマイノリティ集団の子ども、働いている子どもなどがその対象となりやすい。
- ②最善の利益（3条）——子どもにやさしいまちでは、「子どもに関わるあらゆる行動において」子どもの最善の利益が第一義的に考慮されることが確保される。子ども最優先の原則、何事においても子どもを第一に考えることは、子どもにやさしいまちの最大の特徴である。自治体の行動のほとんどは子どもたちに直接間接の影響を及ぼすので、行政機関は部局・レベルを問わず、現行の政策や新たな政策が子どもたちに及ぼす影響について意識・配慮していなければならない。
- ③生命および最大限の発達に対するすべての子どもの権利（6条）——子どもにやさしいまちは、子ども時代にとって、いまを生活している子どもの生活にとって最適の条件を用意することにより、すべての子どもの生存・発達を最大限に追求する。そして条約にいう「発達」とは、子どもの身体的・精神的・霊的・道徳的・心理的・社会的発達のことである。
- ④子どもの声に耳を傾け、その意見を尊重すること（12条）——子どもにやさしいまちでは、子どもは見守られるだけではなく耳を傾けられる存在でもある。そこでは、市民として、また権利を有する者としての子どもの積極的参加が促進される。こうして、行政で、身のまわりの地域で、学校で、そして家庭で「自己に影響を与えるあらゆる事柄」について意見を表明する自由が保障され、その意見が真剣に考慮されるのである。子どもにやさしいまちづくりのプロセスでは、積極的な、豊富な情報を有する参加者としての子どもたちの参加が図られなければならない。

〔平野裕二訳〕

子ども条例

①岩手県内の例

●奥州市子どもの権利に関する条例

2011（平成 23）年 12 月 19 日可決 2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

子どもは、奥州市の宝であり、希望です。

人は、だれでも生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

しかし、世界では、貧困、飢え、虐待等の困難な状況に置かれている子どもがたくさんいます。このような子どもたちを救うため、国際連合では児童の権利に関する条約が採択されました。

我が国においてもこの条約を批准していますが、いじめ、体罰、虐待、子どもが当事者となる事件の多発、不登校、核家族化等子どもを取り巻く環境は、ますます複雑になってきています。

このことは、奥州市においても例外ではなく、行政、家庭、地域、企業が連携し、社会全体で子どもたちを支援する体制づくりが必要です。

子どもの皆さん

皆さんは、自分で判断することができ、みんなとともに生きることができるやさしい心と強さを持ち、自分を大切にすることで、他の人を思いやり、お互いを尊重し合える力をつけていくことが大切です。

私たちは、全ての子どもが、自分の持てる力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、全ての子どもがいきいきと輝き、伸びやかにたくましく育ち、幸せな人生を送るため、子どもの権利を保障することを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において、「子ども」とは、満 18 歳未満の者をいいます。

2 この条例において、「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、子どもが育つために利用する全ての施設をいいます。

第 2 章 一人の人間として持っている子どもの権利

（子どもの権利の保障）

第 3 条 この章に規定する権利は、子どもが人間として持っている特に大切な権利（以下「子どもの権利」という。）として保障されなければなりません。

（安全に安心して生きる権利）

第 4 条 子どもは、安全に、かつ、安心して生きるための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。

- (3) あらゆる差別を受けないこと。
- (4) 虐待、暴力、いじめ等を受けないこと。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (6) 性的に不当な扱いを受けないこと。

(のびのびとこころ豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、のびのびとこころ豊かに育つための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 遊んだり、休んだり、のびのびと育つこと。
- (3) 学ぶこと。
- (4) さまざまな人との関わりや自然とのふれあいの中で、共に生きること。
- (5) 自分に関することを主体的に決めること。
- (6) 基本的な生活習慣及び社会性を身につけること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、自分が守られるための権利として、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の夢や希望を自由に持ち、表明し、行動すること。
- (2) 自分の持っている力を発揮すること。
- (3) プライバシー及び名誉が守られること。
- (4) 信頼され、自分の意思や考えが尊重されること。

(意見を述べ、参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちに関わることについて意見を述べ、参加するための権利として、その年齢及び発達に応じ、主に次に掲げることが保障されます。

- (1) 自分の意見を表すことができ、その意見が尊重されること。
- (2) 自分たちに関わることを決めることについて、自分たちの意見が反映されること。
- (3) 意見を表すために、必要な情報の提供及び支援が受けられること。
- (4) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(適切な支援を受ける権利)

第8条 子どもは、国籍の違い、障がいの有無等にかかわらず、必要に応じて適切な支援を受ける権利が保障されます。

第3章 子どもの権利を保障する責務

(共通の責務)

第9条 保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民、事業者及び市は、子どもの権利を保障するため、相互に連携し、協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければなりません。

- (1) 子どもが他の人の権利を尊重し、責任ある社会の一員として育つために必要なこと。
- (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する一義的な責任を果たすために必要なこと。
- (3) 子どもの良さを見つけてほめることで、子どもが自信及び誇りを持ち、自分を見つめ、生きる力を養うために必要なこと。
- (4) 特別に支援が必要な子どもに配慮し、その子どもが持っている力を発揮するために必要なこと。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもの健やかな成長及び権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識するとともに、その一義的な責任を有することを自覚し、子どもを守り育てなければなりません。

2 保護者は、子どもに愛情を持って接し、子どもを虐待せず、子どもが基本的な生活習慣、社会規範及び道徳観を身に付けることができるよう努めなければなりません。

3 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう努めなければなりません。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の責務)

第11条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう、次に掲げる環境を整備するよう努めなければなりません。

(1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った子どもが育ち・学ぶ施設の運営を図ること。

(2) 虐待、体罰、いじめ等の防止のために、必要な措置を講じるとともに、子どもに関わる関係機関等との連携を図ること。

(3) 子どもが育ち・学ぶ施設の運営について、子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くこと。

(4) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育、教育等を行うとともに、必要とする情報を子どもに提供すること。

(5) 豊かな人間性及び社会性をはじめ、生きる力を子どもの心身の発達段階に応じて育んでいくこと。

(地域住民の責務)

第12条 地域住民は、地域のさまざまな人、自然及び文化との関わりの中で、子どもの豊かな人間性が育まれることを認識し、子どもが健やかに育つよう、子どもの支援に努めなければなりません。

2 地域住民は、虐待、暴力、犯罪等から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければなりません。

3 地域住民は、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるよう、必要な支援に努めなければなりません。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければなりません。

2 事業者は、子育て期の従業員が仕事と子育てを両立できるよう、職場づくりに努めなければなりません。

3 事業者は、子育て期の従業員がその子どもと十分触れ合うことができる環境づくりに配慮するとともに、学校等が行う職場体験活動など、子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければなりません。

(市の責務)

第14条 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとっての最善の方法を考え、子どもに関する取組を推進しなければなりません。

2 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者がそれぞれの責務を全うするよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。

3 市は、国、県及び子どもに関わる関係機関と相互に連携し、協働しなければなりません。

4 市は、子どもに関する取組を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければなりません。

第4章 子どもに関する基本的な市の取組

(子どもの権利の普及)

第15条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民の関心及び理解を深めるため、分かりやすく広めるなど、広報活動を行います。

(虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な措置)

第16条 市は、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び子どもに関わる関係機関と連携し、虐待、体罰、いじめ等の防止のために必要な措置を講じます。

(子どもの育ちの支援)

第17条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、次に掲げる取組を行うよう努めます。

- (1) 子どもが健康で安全に、かつ、安心して過ごすことができる環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが自然及び地域社会とのふれあいの中で、こころ豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくりを進めること。
- (3) 子どもが社会に認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援すること。

(子どもの参画活動の促進)

第18条 市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加等の促進が図られるよう必要な支援を行います。

(子育て家庭の支援)

第19条 市は、保護者が子育てするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、保護者、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び事業者と連携及び協働をし、支援体制の充実に努めます。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮した支援を行います。

(推進計画の策定等)

第20条 市は、この条例を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる取組を行うための推進計画を策定します。

- (1) 子どもに関する情報の発信及び啓発
- (2) 子どもに関する学習の機会の確保
- (3) 子どもの置かれている現状を把握するための取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの権利を保障するための取組

2 市は、推進計画を策定しようとするときは、子どもを含めた市民から意見等を求め、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、公表します。

第5章 奥州市子どもの権利推進委員会

(設置等)

第21条 前条に規定する推進計画について調査及び審議を行うため、奥州市子どもの権利推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、この条例の推進に関し必要な事項について、市長に対し意見を述べることができます。

(委員)

第22条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、人権、福祉、教育等の子どもに関わる分野において学識経験を有する者、公募による者及び中学生以上の子どもを含む市民のうちから市長が委嘱します。

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げません。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長)

第23条 委員会に会長を置き、委員の互選とします。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となります。

(会議)

第24条 委員会は、市長が招集します。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできません。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

第6章 委任

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。

② 県レベルの例

● 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例

2014(平成26)年7月4日可決 10日公布

目次

前文

第1章 総則(第1条―第9条)

第2章 基本的施策(第10条―第17条)

第3章 子どもに対する人権侵害の救済等(第18条・第19条)

第4章 雑則(第20条・第21条)

附則

子どもは、社会の宝であり、一人一人がかけがえのない存在である。

子どもは、一人の人間として、その命や人格が大切にされ、社会の一員として豊かに育つことができ

るよう、その人権が守られなければならない。

子どもが、生まれた時から持っている育つ力を発揮して能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく成長していくことができるよう、大人は、子どもの力を信じ、支えていく必要がある。

長野県には、地域で子どもを大切に育んできた伝統と取組があり、多くの子どもは、大人に見守られながら健やかに成長している。

一方、人間関係が希薄になり、経済格差が広がるなど社会環境が変化する中で、いじめや虐待の増加等子どもを取り巻く環境は厳しさを増しており、問題を抱え我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

このような子どもを支援するため、その抱えているつらさ、悩み等に寄り添いつつ、相談に応じ、救済する仕組みが必要である。また、乳幼児期から青年期まで成長段階に応じて継続的に子どもへの支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等様々な領域で、県はもとより、国、市町村、民間団体等が連携協力して、重層的かつ総合的に子ども支援に取り組み、社会全体で子どもの成長をしっかりと見守り、支えなければならない。

ここに、子ども支援に関わる全ての者が連携協力して、子どもと子どもの育ちを支える人を支援することにより、未来を担う子どもの幸せを最大限に尊重し、ひいては全ての子どもが将来に夢と希望を持ち、伸び伸びと育つ地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子ども支援に関し、基本理念を定め、並びに県、保護者、学校関係者等、事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、子ども支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、子ども支援のための施策を総合的に推進し、もって子どもの最善の利益を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳未満の者をいう。

2 この条例において「子ども支援」とは、次に掲げる支援をいう。

- (1) 子どもの育ちを支えるために行う子どもへの支援（以下「子どもへの支援」という。）
- (2) 子どもの育ちを支える者への支援

3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

4 この条例において「学校関係者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の関係者
- (2) 前号に掲げるもののほか、子どもに、授業の終了後等に適切な遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者

(基本理念)

第3条 子どもへの支援は、子どもが不当な差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことなく安心して生きていくことができるよう、その人権が尊重されることを旨として行わなければならない。

- 2 子どもへの支援は、子どもが、その成長段階に応じ、学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明することなどにより主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行わなければならない。
- 3 子どもへの支援は、子どもが相互に人権を尊重し合うことができるよう自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付け、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行わなければならない。
- 4 子どもの育ちを支える者への支援は、その者がゆとりのある環境で子どもと接することができるようになることを旨として行わなければならない。
- 5 子ども支援は、県、国、市町村、保護者、学校関係者等、事業者、県民等が各々の役割を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的行わなければならない。

(県の役割)

第4条 県は、前条に定める基本理念(第6条及び第17条において「基本理念」という。)にのっとり、地域における県民の主体的かつ自主的な子ども支援のための取組を尊重しつつ、その施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、子ども支援のための施策の策定に当たっては、子どもを含めた県民の意見を反映するよう努めるものとする。この場合において、子どもの意見を聴くに当たっては、子どもが意見を直接述べることができる方法を用いるよう留意するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育ちについて第一義的責任を有することを認識し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならない。

(学校関係者等の役割)

第6条 学校関係者等は、学校等における子どもの安全を確保するとともに、基本理念にのっとり、子どもへの支援を行わなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保できるようにするために必要な雇用環境の整備に努めなければならない。

(県民の役割)

第8条 県民は、子どもが安心して生きていくことができる地域社会を実現するための主体的かつ自主的な取組を行うよう努めなければならない。

(市町村等との連携協力)

第9条 県は、子ども支援のための施策の実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が行う子ども支援のための施策に協力するものとする。

- 2 県は、子ども支援に関し、その活動を行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間団体と連携協力するものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の充実)

第10条 県は、何人も子どもに関する各般の問題についての相談をすることができる総合窓口の設置その他の相談体制の充実を図るものとする。

2 県は、前項の相談をする者が安心して相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(社会参加の促進)

第 11 条 県は、子どもの社会参加を促進するため、他の子ども等との交流の機会の提供、子どもの社会参加を促進するための仕組みの整備の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもが安心して過ごせる場の整備)

第 12 条 県は、児童館その他の子どもが安心して遊び又は生活することができる場の整備の促進に努めるものとする。

(人権教育の充実)

第 13 条 県は、人権教育の充実に努めるものとする。

(保護者に対する支援)

第 14 条 県は、保護者に対し、その相談に応ずるほか、子育てに関する不安の緩和又は解消をするため、市町村等による保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業への支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、家庭教育を支援するため、保護者に対する学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校関係者等に対する支援)

第 15 条 県は、学校関係者等に対し、その相談に応ずるほか、研修の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置は、乳幼児期の子どもの育ちを支える学校関係者等への支援が重要であることに鑑み、当該学校関係者等に特に配慮して講ずるものとする。

(関係者による連携協力の推進)

第 16 条 県は、関係者による子ども支援に関する情報の交換の場における助言等の支援その他の関係者相互の連携協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(相談機関の周知等)

第 17 条 県は、子どもに関する相談に応ずる機関及び子ども支援のための施策について、子ども及び保護者等に対し、適切な方法により周知するものとする。

2 県は、基本理念に関する県民の理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 3 章 子どもに対する人権侵害の救済等

(人権侵害の救済)

第 18 条 いじめ、体罰等による人権侵害（以下この章において「人権侵害」という。）を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもに係る保護者は、長野県子ども支援委員会に対し、その救済を申し出ることができる。

2 長野県子ども支援委員会は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る事案に関し法令に基づく救済制度が存する場合その他の規則で定める場合を除き、その事案について調査審議し、当該申出をした者に当該調査審議の結果及びその理由を通知しなければならない。

3 前項の場合を除くほか、長野県子ども支援委員会は、子どもに対する人権侵害があると認められるときは、その事案について調査審議することができる。

4 長野県子ども支援委員会は、前 2 項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調

査審議を行うに当たっては、当該事案に係る学校関係者等その他の関係者に資料の提出及び説明を求めることができる。

5 長野県子ども支援委員会は、第2項又は第3項の規定により子どもに対する人権侵害に関する事案について調査審議した結果必要があると認めるときは、知事又は教育委員会に対し、次に掲げる事項について勧告することができる。

(1) 子どもに対する人権侵害が行われないようにするため必要な措置を講ずること。

(2) 県の機関以外の関係者に対し前号の措置を講ずるよう要望その他の行為を行うこと。

6 知事又は教育委員会は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。
(長野県子ども支援委員会)

第19条 子どもに対する人権侵害に関する事項について調査審議するため、長野県子ども支援委員会(以下この条において「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、前条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、知事の諮問に応じて子どもに対する人権侵害に関する事項を調査審議するものとする。

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

7 この条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 雑則

(施策の実施状況等の公表)

第20条 知事は、毎年、県が講じた子ども支援のための施策の実施状況等の概要を公表するものとする。
(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項(総合窓口の設置に係る部分に限る。)及び第3章並びに次項の規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

「別表第3の3中 保育士試験委員」を「保育士試験委員 子ども支援委員会の委員及び特別委員」に改める。

③「子どもにやさしいまち」を強調している条例の例

●松本市子どもの権利に関する条例

2013（平成 25）年 3 月 14 日可決 4 月 1 日施行

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」を目指します。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例え失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受けとめ、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができるよう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指して、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携、協働して子どもの育ちを支援します。

6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

(大切な権利)

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- (1) かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- (2) 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- (3) 自分の考えや意見が受けとめられ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- (4) 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

(子どもの権利の普及と学習への支援)

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めます。

3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して、子どもの権利についての理解を深めることができるよう、研修の機会の提供などに努めます。

4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安心と安全)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るように努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対し、育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

- 2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。
- 3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

- 第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。
- 2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。
- 3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営または地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にした主体的な活動を支援します。
- 4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

- 第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

- 第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

- 第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。
- 2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

- 第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他の権利侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。
- 2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

- 第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。
- 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱しま

す。

4 擁護委員の任期は、2年とします。なお、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

(擁護委員の職務)

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、または必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行うこと。

(3) 前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めること。

(公表)

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

(尊重と連携)

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

(勧告などの尊重)

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

(施策の推進)

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的にそして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

2 市は、推進計画をつくるときには、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的にそして継続的に推進するとともに、こ

の条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は2年とします。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

（委員会の職務）

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、または委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

（1）推進計画に関すること。

（2）子どもに関する施策の実施状況に関すること。

（3）その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

（提言やその尊重）

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

（委任）

第26条 この条例で定めるもののほか必要なことがらは、市長が別に定めます。

◆活動を踏まえて

震災前の沿岸部における中学卒業後の仕事のイメージは、親の職業(漁業、農業など)、公務員や農協などの職員、介護職くらいしかなかった、と言われている。

そして、震災を踏まえて県外から多くの方が関わるようになりました。そのことにより、これまでに聞いたことのない職業の方と接したり、“有名”な大学の学生と出会ったりなど、今までにない将来を意識する、刺激にあふれる学習の場となった。また、「学習支援」が主目的とはいえ、親でもなく、学校の先生でもない方との“ナナメの関係”を通して、親や教師には言えない何気ないことを話し、聴いてもらうことで、“心の居場所”も生まれたようである。

「学校は息苦しく、家は誘惑が多くてリラックスしてしまう。塾でも学校でもない居場所だからこそ、程よい緊張感の中で勉強がはかどった」と宮城県の高校生は語ってくれた。「大学生になったら自分も学習支援に関わりたい」「中高生時代に得たたくさん体験を、各地で伝えていきたい」「こうした支援によって、あらためて地元のために働くことを決意した」など、多くの方との出会いが、中高生にとって大きな刺激となり、成長につながっている。

実際に被災地に行き行って実態を知ることだけではなく、日本中、世界中に伝え発信していくことも大切である。次への支援整備や、新しい適切な支援のかたちを構築していくために、信頼できる大人がいて、信頼できる場があって、話せるという条件が前提であり、このような参加する条件をどう作っていけるかが大切となってくる。

様々な状況や時期、地域によって違いがあるが、子どもたちがそれを越えてつながり始めている。状況を知りあうためには、手間暇をかけてでもその人を知りたい、役に立ちたい、繋がりたいという思いに応え、きちんと情報を出し、一緒に問題解決をしていく姿勢が必要であり、また子どもたちと一緒に学んでいく姿勢が、おとなには求められる。

とはいえ、教育支援に取り組む公益社団法人「チャンス・フォー・チルドレン」が、被災3県の子どもがいる家庭2338世帯から回答を得たアンケートによると、現在においても被災した家庭の経済状況は十分に回復しておらず、被災地で貧困家庭が増加し、子どもの教育格差につながりかねない状況にあるのも事実である。被災地支援を行っている団体の中には、「5年を目処に」して撤退する団体も出始めている。震災から4年が経ち、5年目に入って行く中で、非日常支援から、日常支援につなげるとともに、未来への投資をきちんとしていかなければ、日本の明るい未来につながらない。

くしくも2014年は、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約/以下、条約)が日本で批准されて20年、国際連合が採択して25年という節目であった。この20年間、国内においては、児童虐待防止法(平成12年11月施行)、子ども・若者育成支援推進法(平成22年4月施行)、いじめ防止対策推進法(平成25年6月施行)といった法律が新たに制定され、「子ども条例/子どもの権利条例」といった子どもに関する条例が33自治体(2014年11月16日現在)で制定されるなど、福祉・教育等にかかわる施策が、国・地方それぞれで行われるようになった。

一方で、不登校やいじめ、子どもへの虐待・体罰、子どもの自殺、そして近年は“子どもの貧困”がクローズアップされています。「子どもの自己肯定感」の低下も常に指摘されており、今を生き、これからの時代を生きていく子どもたちにとっては、非常に生きにくい状況とも言える。

子どもの権利条約第3条では「子どもの最善の利益」(子どもに関わることについて、それに関わる大人が関与する場合は、現在及び未来において子どもによりよい結果をもたらすように関与すべきという考え方)が「基本原則」として掲げられている。

私たちおとなは、よく、「子どものため」「あなたのため」と言いがちだが、子どもの声をきちんと聴いているのであろうか。実は「大人のため」「(親である)自分自身のため」になっていないではないか。

それは、子ども政策においても同じことが言える。昨年6月に内閣府が公表した「平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によると、「子どもや若者が対象の政策や制度は対象者に聞くべき」という問では、67.7%が『そう思う』と答えています。この割合は他国と比べても低くはない(韓国 77.1%、アメリカ 72.7%、英国 73.3%、ドイツ 79.2%、フランス 70.9%、スウェーデン 77.0%)。

日本の子ども・若者の7割近くが「自分たちの思いを政策や制度に反映して欲しい」と考えている中、子どもの声が、政策や制度に反映できるようになっているのか。子どもの声を聴く機会が、きちんと保障されているのか。

日本では、「子どもが権利を主張するとわがままになる」「これ以上、子どもが好き勝手言ったら大変」ということを、よく耳にする。しかし<権利=わがまま>なのであろうか。むしろおとな自身が、<権利>と<わがまま>の違いを理解できていないのではないか。「自分の考えを伝えなさい」と子どもに言いながらも、「好き勝手に発言する」と否定してしまうのはなぜか。子ども時代から、人間として当たり前の権利=Rightsが保障され、尊重されることを体験しないで、どうして他者の権利を保障できるようになるのか。自分の権利が尊重されないのに、自己肯定観を高めることは可能なのか。

子どもたちは、これから大人になっていく歩みとして「ロールモデル」をつくっていくが、よき大人になっていくためにも、本事業の中で出てきたような「うそをつかない」「情報をきちんと出す」といった大人としての務め、市民社会の務めを担っていかなければならない。

18歳選挙権を目前に控え、自分とは何か、市民としての役割は何なのか、を考えることが問われている。大人が一方的に子どもに教えるのではなく、子どもと共にこれからの社会のあり方について考えていくことの大切さを、本事業を通して伝えることができたのであれば幸いである。

◆事業担当者一覧

※肩書きはすべて2015年3月1日現在／50音順

○子どもにやさしい被災地復興委員会及び報告書の作成

荒牧 重人：山梨学院大学法科大学院教授
清水 冬樹：旭川大学短期大学助教
浜田 進士：子どもの人権ファシリテーター／子どもの権利条約総合研究所関西事務所長
林 大介：東洋大学社会学部助教
森田 明美：東洋大学教授
吉永 省三：千里金蘭大学教授

○子どもの声を聴きだし、子ども参加を促進するための仲介役(ファシリテーター)の育成・講座の実施

植木 信一：新潟県立大学准教授
小川 晶：植草学園大学講師
片貝 英行：NPO 法人キッズドア 事務局長
清水 冬樹：旭川大学短期大学助教
浜田 進士：子どもの人権ファシリテーター／子どもの権利条約総合研究所関西事務所長
林 大介：東洋大学社会学部助教
森田 明美：東洋大学教授

○「子どもにやさしいまち」づくりのための、地域の担い手となっていく被災地の子ども の声を聴きとる事業

荒牧 重人：山梨学院大学法科大学院教授
植木 信一：新潟県立大学准教授
清水 冬樹：旭川大学短期大学部助教
谷川由起子：NPO 法人こども福祉研究所 事務局長
浜田 進士：子どもの人権ファシリテーター／子どもの権利条約総合研究所関西事務所長
林 大介：東洋大学社会学部助教
舟田 杏子：山田町ソントハウス
森田 明美：東洋大学教授

○自治体と連携・協働して復興計画に子どもの声を反映させる事業

荒牧 重人：山梨学院大学法科大学院教授
小森 雅子：東日本大震災子ども支援ネットワーク
清水 冬樹：旭川大学短期大学助教
浜田 進士：子どもの人権ファシリテーター／子どもの権利条約総合研究所関西事務所長
林 大介：東洋大学社会学部助教
森田 明美：東洋大学教授

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業
特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所
「次代を担う子ども世代が参画する被災地復興促進」事業
報告書

2015年3月発行

特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1
TEL03-3724-4688 FAX03-3724-6622
npo_crc@nifty.com http://homepage2.nifty.com/npo_crc/